



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新聞の自己検証報道の意義：メディア欄と発表ジャーナリズム
Author(s)	松浦, ゆかり
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 2, 75-112
Issue Date	1995-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22266
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P75-112.pdf



新聞の自己検証報道の意義

—メディア欄と発表ジャーナリズム—

まつ うら
松 浦 ゆかり

目次

はじめに	77
I 発表ジャーナリズムと自己検証	79
第一章 発表ジャーナリズムという病理	79
1 発表ジャーナリズムの構造	
(1) 画一報道と相互束縛	
(2) 三つの要因	
2 マス・メディアの自由と社会的機能	
第二章 新聞の自己検証	84
1 自己検証制度の必要性	
2 自己検証制度の現状	
(1) 自己検証の枠組み	
(2) 諸制度の概要	
(3) 問題点	
II 自己検証報道の現状と意義	86
第三章 新聞の自己検証報道の浸透—アンケート調査から	86
1 アンケートの概要	
2 常設面の現状	
(1) 実施状況	
(2) 内容	
(3) 目的と効果・問題点	
3 自己検証報道に対する評価	
4 傾向	
第四章 メディア欄の現状—朝日メディア欄にみる記者クラブ問題を通して	93
1 メディア欄の概要	
2 メディア欄と記者クラブ	
(1) なぜ記者クラブ問題か	
(2) メディア欄のなかの記者クラブ問題	

3 傾向	
(1) 描かれた姿	
(2) 避けられた素材	
(3) 傾向	
第五章 自己検証報道の意義	104
1 遅れてきた改革	
2 自己検証報道の意義	
(1) 「編集」権の独立	
(2) 受け手の回復に向けて	
3 メディア欄は“免罪符”か	
おわりに	109

はじめに

新聞が自らを語り、あるいは外部の批評に自らの紙面を提供し、さらに新聞やメディアの問題点を報道する取り組みが広がっている。試みに新聞記事を蓄積しているデータベース、日経テレコンで「メディア」をキーワードに検索すると、全国紙3紙（朝日・毎日・読売）合計の年間件数は1988年の248件から、1991年908件、1992年1265件、1993年1702件、1994年は2153件とうなぎのぼりの増加を見せた。メディアはいまや、記事対象の一角を占めるようになったといえる。

この変化を象徴するのが、メディア記事専門の常設欄の登場である。1991年6月、朝日新聞東京本社が「メディア欄」を新設、1992年度日本新聞協会賞に選ばれた。その受賞報告は「メディア欄は、近年、社会へのかかわりや影響力がますます大きくなっているマス・メディアを取材対象に据えた、わが国の新聞界で初めての常設欄である」としたうえで、「メディアそのものを社会現象としてとらえて報道するという、これまでにない新しい手法を切り開き、新聞記事の幅を広げることがねらいであった⁽¹⁾」と自らの取り組みの意義を示した。その後、他紙でも専門欄の常設が進み、あるいは有識者批評やメディア解説などのコラム欄を創設する動きに弾みがついた。

新聞がメディアに関する問題や話題に紙面を割くことは、社会的に大きな影響力を持つマス・メディアについて情報や意見を交換するフォーラムを形成・提供する取り組みであり、従来はもっぱら内部問題として取り扱ってきた自らのふるまいをチェックする自浄作用、すなわち自己検証を外部にさらす意味を持つ。それゆえ、メディアに関する報道は多かれ少なかれ、自己検証報道という位置づけが可能だろう。メディアの抱える問題状況を「恥部」として覆い隠しているという批判が強かっただけに、情報伝達の重要なプロセスを担うメディアが、自らをブラックボックス化して批判や批評から逃れることを放棄する重要な一歩といえる。

本稿の関心の焦点は、新聞に現れたメディアに関する報道を自己検証報道と捉え、その増加が新聞の自浄能力の向上につながりうるかについて検討することにある。前半の第I部は新聞の現状と問題点を浮き彫りにすることを目的としている。第一章では新聞の病理として「発表ジャーナリズム」を取り上げ、情報管理の強化、経営至上主義、記者クラブ制度がその要因となっていることを描きだしたうえで、新聞（マス・メディア）の自由と社会的機能から見て、発表ジャーナリズムがいかにか致命的な病理であるかを提示する。続く第二章では、新聞が自らの病理に対して自浄能力を発揮するために設けてきた自己検証の様々な形態を概観し、自己検証報道に先立つこれらの諸制度の限界を見る。ここでは、比較的長い歴史を持つ自主規制、紙面審査機構に加えて、1989年以降に充実が図られた苦情・意見処理、同時期に新設された紙面審議会の取り組みを取り上げる。ここにきて、自己検証報道がそれらの限界をいかに克服しうるかが焦点となるわけだが、後半の第II部は自己検証報道について「広がり」と「深まり」の両面から検討を加えることになる。「広がり」、つまり自己検証報道の浸透を見るために全国の新聞社を対象として独自に実施したアンケート調査を紹介し、その内容と新聞側の評価を確認する作業が第三章に当てられる。第四章では「深まり」、つまり現実の自己検証報道として何が語られ何が語られないかを検証する。具体的には、自己検証報道の最も新しい形態である朝日新聞の「メディア欄」記事において、発表ジャーナリズムの温床とされる記者クラブに関する問題がどのように扱われているかを観察する。第五章は総括として、自己検証報道が急速に浸透してきた要因を分析したうえで自己検証報道の意義を検討し、メディア欄担当者のインタビューを踏まえて自己検証報道の課題を示す。ここでは、自己検証に受け手を組み込むことによって経営至上主義の内圧をかわし、さらに情報管理の強化という外圧に抵抗する足場を固める試みという点で、自己検証報道が発表ジャーナリズムからの脱皮を図るうえで有用な手法とな

る可能性を秘めていることを論じる。

ただし、こうした取り組みは胎動を始めたばかりといえる時期であり、新聞界に定着していくか否かもはなはだ流動的であること、分析の対象として取り上げた素材、課題が限定的なものであることから、ごくラフなスケッチにならざるを得ない。90年代の新聞界の歩みの一端を記述し、新聞の自己改革の方向を探る試みとしたい。

本論に入る前に、本稿を書くに当たって参照した主な文献、資料およびインタビューリストを列記しておく。新聞という底辺の広い対象を描くために研究文献から労働組合の機関紙まで多様な資料を活用したが、一般にはなじみが薄く入手困難と思われるものも含まれているため、筆者の情報環境を明示する意図からである。なおここで挙げた文献の通し番号（[1]…）は注の引用の際に使われる。

大半の日刊新聞社が加盟する日本新聞協会および日本新聞協会研究所の発行物として

- [1] 日本新聞協会『新・法と新聞』（1990）
- [2] 日本新聞協会研究所『2000年の新聞——新聞メディアの中・長期ビジョン総合研究報告書』（1989）
- [3] 日本新聞協会研究所年報（第6号；1984～第12号；1994）
- [4] 日本新聞協会『新聞研究』（月刊）
- [5] 日本新聞協会『新聞協会報』（週刊）

があり、新聞の全体像から直近の情勢まで幅広い情報をえることができる。とりわけ[4]は協会が実施する各種調査の報告が掲載されデータ価値が高いほか、頻繁に組まれる座談会ではより本音に近い発言、問題提起が多くなされており、現状を把握するうえで大いに参考になった。ここからの引用が多いのは、そのためである。その他、

- [6] 桂敬一『現代の新聞』（岩波書店、1990）
- [7] ジュリスト増刊『現代のマスコミ』（有斐閣、1976）
- [8] 法学セミナー増刊『犯罪報道の現在』（日本評論社、1990）
- [9] 東京弁護士会編『取材される側の権利』（日

評論社、1990）

などの文献は、新聞界から距離を置いたところから新聞の問題点を解説している。

研究文献では、主にマス・メディアの自由と社会的機能、自己検証に関連して

- [10] 長谷部恭男『テレビの憲法理論』（弘文堂、1992）
- [11] 松井茂記『「マス・メディアと法」入門』（弘文堂、1988）
- [12] 浜田純一『情報法』（有斐閣、1993）
- [13] 日本マス・コミュニケーション学会『新聞学評論』（年刊）
- [14] Vincent Blasi, The Checking Value in First Amendment Theory, 1977, American Bar Foundation Research Journal.
- [15] Lee C. Bollinger, Images of a free press, 1991, University of Chicago Press.
- [16] The Commission on Freedom of the Press, A Free and Responsible Press, 1947 University of Chicago Press.

などを参考にした。

- [17] 『マスコミ市民』（月刊）
 - [18] 『総合ジャーナリズム研究』（季刊）
- は市販されている定期刊行物である。団体の会報として購読したのは次の二つである。
- [19] マス・コミュニケーション倫理懇談会全国協議会『マスコミ倫理』（月刊）
 - [20] 人権と報道・連絡会『人権と報道・連絡会ニュース』（月刊）

一般に向けて刊行されている文献の他に、主に組織内部で使われる資料のいくつかにも目を通すことができた。

- [21] 朝日新聞社『調査研究室報』
- [22] 共同通信社『研修』
- [23] 朝日新聞労働組合新聞研究委員会『新研かわら版』
- [24] 日本新聞労働組合連合『提言——記者クラブ改革』（1994）
- [25] 毎日新聞労働組合『対話する新聞をめざして』（1993）

[26] 毎日新聞労働組合新対機関紙『奔流』などで、[21]は社内研究組織の研究成果の発表媒体であり、[22]は配信先の加盟社を対象とした研修の内容を報告する定期刊行物である。また[23]は労組の機関冊子で毎年発行されている。[24][25]および[26]からは記者クラブ問題に対する労組の取り組みを知ることができた。

もちろん新聞記事も重要な資料であり、分析の対象とした朝日新聞メディア欄はもとより、同欄記事を単行本としてまとめた

[27] 朝日新聞社会部『V.S朝日新聞』（朝日新聞社、1993）などにも目を通した。

文献以外ではデータベースを活用した。新聞記事を収録している「日経テレコン」の検索は作業の効率化、資料収集として不可欠であり、第一法規「法律判例文献情報CD-ROM版」からは記者クラブ訴訟の詳細を調べるうえで有益なデータを得た。その他、国立国会図書館「雑誌記事索引」を利用した。

また、インタビューの主な対象者を以下に挙げる（いずれも肩書は当時）。

[28] 帆江勇朝日新聞メディア欄担当デスク
1994年11月25日実施

[29] 天野和明前朝日新聞メディア欄担当デスク
1994年11月25日実施

[30] 倉重篤郎毎日新聞労働組合本部執行委員長
1994年11月22日実施

[31] 齊藤仁日本新聞協会研究所研究員
1994年11月25日実施

第I部 発表ジャーナリズムと自己検証

第一章 発表ジャーナリズムという病理

1 発表ジャーナリズムの構造

(1) 画一報道と相互束縛

テレビの平均視聴時間が1日3時間前後に及び、1世帯当たり1.2部の新聞が講読されている日本は、その普及において世界有数のマス・メディア先進国とされる。特に新聞は人口1000人当たりの発行部数が562部に達し世界一を誇る⁽²⁾。

だが、新聞は深刻な病理に侵されている。それは発表ジャーナリズムに走り、新聞の社会的機能を麻痺させている、という一言に尽きる。発表ジャーナリズムとは、メディアの報道が情報源の発表に主導されて報道内容が画一化し、さらにはメディア間の相互束縛が生じる状況を指す。

(a)画一報道 各メディアは紙面全体の8割を占めるとも言われる⁽³⁾官庁の発表情報中心に画一的な紙面を作り、「ニュースソースは一つ、何を読んでもほぼ同じ」のコピーが新聞拡張チラシに刷り込まれる⁽⁴⁾。最も実態を身近に接している現場の記者が「新聞批判の内容で当たっていると思うもの」を11項目から複数回答する日本新聞協会のアンケート（1994年実施）に対して「発表ものが多すぎる」に69.7%が、「画一的・横並びが多い」には68.5%が肯定の回答している⁽⁵⁾ことは、画一化の何よりも雄弁な証左と言えらる。メディアが官庁の発表を報道することは何ら非難されることではないが、問題はその圧倒的な量と扱い方の横並びにある。これでは情報源がニュースを決定し、メディアは単なる情報の運び屋になってしまっている、という見方を否定できない。

(b)相互束縛 発表をタネに同じような紙面を作っている結果、発表の形でメディア間の平等が確保されることが最大の関心事になり、その横並びの“平等”を侵さないよう互いを束縛することにつながる。その端的な手法として活用されるのが一定期間報道を差し控える報道協定である。日常的に協定が結ばれる記者クラブでは、協定違反に対して全国平均で36%、中央官庁では6割までが除名や登院停止（取材制限を含む記者室出入り禁止）といった制裁措置を用意している⁽⁶⁾。誘拐報道など人命にかかわる協定は別として、官庁が根回しの時間確保や特ダネ潰しのために発表の時期を指定するような黒板協定⁽⁷⁾に対しては、独自取材を規制しあい、安易な横並びを強制し、それが報道管制の先取りになるとして疑問が大きい。

(2) 三つの要因

それでは、何が新聞を発表ジャーナリズムに走らせるのだろうか。第一に情報源による情報管理

の強化という“外圧”であり、第二に新聞の経営至上主義という“内圧”であり、第三にその両者を統合する“場”としての記者クラブ制度に由来する。

(a) 情報管理の強化 情報管理の強化は、現場の記者が「紙爆弾」「発表洪水」と呼ぶ官庁の発表体制の拡充に見て取れる。沖縄を除く46都道府県の広報活動に関する自治省の統計によると、報道機関に向けたレクチャー及び資料配布の件数が1986年の約6万件から6年後の1992年には約8万件へと膨らんでいる。発表体制の強化には二つの側面がある。一つは自分の利益に沿うよう情報を誘導する効果であり、パブリシティ活動の重視と呼ばれる。「週休二日で土、日曜はあまりネタがないでしょうから、何日付けて」と役所側がタイミングを指定する“日曜原稿”の増加をはじめ、「役所側が新聞の舞台裏をよく研究していて、小出しにしたり公表の時期を見計らうというケースが多い」⁽⁸⁾という声が聞かれる。いま一つは、単純に情報を隠すのではなく、多くのPR情報を氾濫させることで隠蔽したい情報から目を逸らさせる側面であり、情報源からの売り込みを主とするパブリシティ活動より深刻な情報操作となる。発表が統制の隠れ蓑となる事例として1985年の国勢調査の概数人口の発表が数日遅らされたケースがある。臨時国会の六増六減案審議への影響を恐れて審議決着前に公表しない総務庁の意向を察知した新聞が、都道府県単位で数字を集めたが、総務庁に報告する期限を過ぎてても都が取材に応じず、結局は臨時国会終了まで報道できなかった。「数字を取ろうとしてもどうしても取れないほど、厳重な秘密管理がなされているところに、高度にプログラム化されたものがある」⁽⁹⁾ 現実が透けてみえてくる。

発表を待つ姿勢を打ち破ろうとすれば、記者は多大な労力を要求され、情報管理の壁にぶち当たることになる。警察情報に依存した記事で報道被害を生み出していると批判される犯罪報道の現場でも、拘留所で被疑者に接見を求める記者に「報道しない」との誓約書を提出させるなど規制が目

立ち、取材の困難さが改善の足かせになっていることが指摘されている。逮捕情報はプレスに限らず市民にも24時間以内に公開に応じなければならない州法が整備され(ニュージャージー州)、被疑者は拘留所からプレスを含む外部と電話連絡が可能(ミネソタ州ヘネピン郡拘留所)といった制度的保証を持つ米国の事例⁽¹⁰⁾と比較するとき、日本のメディアが発表ジャーナリズムに走りやすい土壌が浮かび上がる。

(b) 経営至上主義 “内圧”としての経営至上主義は、産業としての新聞が脆弱な経営体質を持ち、構造不況産業とまで言われるところから発している。収入の面では購読収入と広告収入がおおよそ半々であるところ、ほぼ全世界に普及した購読市場は飽和状態にある。他方、広告は1975年に媒体トップの座をテレビに奪われて以降はじり貧で、1991年には初めてシェア20%割れに至った。経営の危機感は安易に効率・利益主導に流れやすい。行政府の広報体制整備が80年代を通じて完成されたとされるが、この時期は新聞界で急激な設備投資が進んだ時期と重なっており、設備拡充に伴う記事量確保が目前の課題となれば発表資料は実に効率的で確実なネタとなるわけで、ここで新聞と情報源の需要と供給のタイミングが見事に一致している。しかも1960年から1988年までの28年間に新聞の用紙消費量は4.4倍、輪転機台数は3.5倍に増えているのに、従業員は1.2倍の増加にとどまり⁽¹¹⁾、従業員一人当たりの紙消費量が3倍に増えている数字から記者の出稿強化を読み取れることはたやすい。実際、新聞協会研究所の記者アンケートは75%以上の記者が「発表ものをこなすのに追われて背景説明や分析記事を書く余裕がない」事態に直面していることを伝えている⁽¹²⁾。

情報の量にとどまらず質の面でも、経営ニーズの関心は同業他社との競争に集中し、記者の評価も他紙との比較でのみ行われる結果、情報源のリークを特ダネ、特オチ(自紙だけ記事にならないケース)と呼んで一喜一憂する“コップの中の戦争”に明け暮れる記者を再生産する。スクープ至上主義的な考えは、裏返って特オチは何として

も避けなければならない目標となる。ヌクよりヌカレナイ横並びのための競争は、発表で横並びが確保されることへの欲求を強化し、発表ジャーナリズムを呼び込むことになる。発表ジャーナリズム打破のために調査報道を——と叫んでも、手間隙のかかる取材はコストが大き⁽¹³⁾、合理化や効率化を目指す経営論理とは相反して排斥されがちな状況が存在する⁽¹⁴⁾。

この経営ニーズを貫徹させるのが、編集権である。1948年に日本新聞協会が発した「新聞編集権の確保に関する声明」に由来するもので、編集権の名の下に業務に関して絶対的ともいふべき広汎な管理権能を設定し、その行使は「経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる」とした。これはむろん法に基づく権限ではなく政治的概念にすぎないし、日本独自のもので諸外国には見られない⁽¹⁵⁾。というのも、この声明は冷戦に対応した占領政策の転換の一環としてGHQによって推進されたもので、新聞労働者による自主管理闘争を押さえ込むために利用された経緯を持つ⁽¹⁶⁾。近年では、1989年の天皇死去を前に行われた組合との交渉で経営側が「紙面の内容については組合とお話するのはなじまない」として一切の意見交換を拒否した⁽¹⁷⁾ ケースがあり、編集権概念が編集現場の自由な意見の交換を抑圧する盾となっていることがうかがえる。

こうした経営からの圧力に追い詰められた取材現場では、高名なベテラン記者から「情報洪水の選別係になっていること、そのことにある程度の優越感さえ感じている」⁽¹⁸⁾との精神分析を引き出すような記者意識が蔓延する。「記者は健康で一流大卒、精神的にもタフな仕事中毒の集団」⁽¹⁹⁾とされる人材の一面性に加えて、生活実感も持てないような長時間労働のなかで、平均的な市民生活から離れていき、さらには集団の特性が共通する官僚に親近感を深めることも、発表ジャーナリズムを加速させることにつながる。

(c)記者クラブ制度 記者クラブとは、各種官庁や公共機関、団体、一部企業の庁舎内に置かれた記者室を拠点に当該官庁等の取材活動を行う記者

の団体であり、1986年の調査で東京に99、全国に612のクラブが確認されている⁽²⁰⁾。官庁等が情報を提供しようとする場合、記者クラブに対して会見やレクチャー（説明会）、資料配付を行うほか、当該官庁等に関連する独自取材も記者クラブ加盟の記者が主に担当しており、国内ニュースの多くは記者クラブを通して収集される。記者クラブはまさにニュース取材の前線基地の機能を持ち、また、官庁をはじめその活動が社会生活に大きな影響を及ぼす機関の活動を日常的にチェックする点で情報源監視の機能を有する。

報道活動に大きな役割を果たす記者クラブ制度はまた、発表ジャーナリズムの温床でもある。これまで見てきたように、情報源が洪水のように大量の発表を行う一方で記者の主体的な取材を規制することで情報統制を行い、メディア側は情報の安定供給を望みつつ特オチを嫌う、という相互作用の結果、発表情報に依存した横並び報道に帰結する——というのが発表ジャーナリズムの構造である。記者クラブ制度はこの構造を補強し、さらに排他性という新たな問題を生じさせる。

情報源は、記者室など物理的な便宜供与や非公式な懇談を含む大量の情報提供を一定の枠内の記者に独占的に与えることによって、主要メディアの情報源への依存を補強すると同時に、その枠に入らない取材者を排除し、情報統制が容易な環境を手に入れる。一方で、庁舎内の施設をまるで自分のオフィスのように占有できるメリットが与えられる記者室の供与は、報道活動の環境整備という点でメディアの運営（経営）に大きな補助を与える。それにとどまらず、発表依存が浸透することによって発表へのアクセスこそがメディアの優位性を決めることになり、発表アクセスを独占し、その“特権”を守るために新規参入を拒む心理を助長することにもなる。また、横並びに関しても、記者クラブ内の協定などによってさらに相互束縛が補強される。この“親睦団体”⁽²¹⁾では独自の取材活動や判断が“抜け駆け”と見なされ、横並びこそが全員の平和と安全を保障するもの、という心理状態が生まれやすい。何を報道するべきかとい

う価値判断が、他紙が報道するか否かの情勢判断に取って代わられる。監視の対象が情報源から同業他社に移ると言っても過言ではないだろう。

つまり、情報統制の強化という外圧と経営至上主義という内圧が、記者クラブ制度を得て実に効果的に報道に浸透することになる。

では、新聞が経営を第一として発表ジャーナリズムに走り、情報統制の片棒を担ぐとしても、それは一私企業の“選択の自由”なのだろうか。この問いは、新聞が私企業の営業の自由にとどまらない報道の自由の主体とされることから、マス・メディア（報道）の自由および社会的機能から発表ジャーナリズムを考える必要を導き出す。

2 マス・メディアの自由と社会的機能

この項では、第一に、マス・メディアが有する報道の自由は、個人の表現の自由とは異なり、受け手の知る権利に奉仕するという社会的機能から基礎付けられること、第二に、それゆえ、個人の有する表現の自由とは異なる取り扱いが認められ、機能不全に対して規制をもって対処することを排除しないこと、第三に、にもかかわらず現代の知る権利の実現がマス・メディア抜きには困難であり、マス・メディア規制が受け手の利益を侵す可能性が高いこと——を論じ、発表ジャーナリズムが新聞の自由にとっても受け手の自由にとっても根源的な病理であることを提示する。

マス・メディアの自由の根拠は、憲法 21 条の表現の自由の保障に求められる。判例は、受け手の知る権利に奉仕することを根拠に報道の自由の憲法上の保障を認める。すなわち、マス・メディアはその社会的機能から報道の自由の担い手として憲法保障を受けるが、それは国民の利益、受け手の利益に根ざしていることが強調されているわけである。それゆえ新聞を中心に大半のマス・メディアは、私企業でありながら社会的に重要な公共的機能を果たすことが期待される二重の地位を持っているといえる。

ところで、マス・メディアが集中寡占化し巨大化して第四権力と称される現代にあって、マス・

メディアは個人の社会的名誉を吹き飛ばしたり、社会的偏見を助長したり、適正な民主主義過程を歪める危険を孕む存在であり、個人の有する表現の自由とは段違いに大きな影響力を持つことは今や自明の理となった。二重の地位のうち私人であることに比重を置けば、マス・メディアと個人の間に埋めがたい格差、不平等が生じることになる。それゆえ、米プレス自由委員会の 1947 年報告書は、「プレス（＝マス・メディア）を保護することは、もはや自動的に市民もしくは地域社会を保護することにならない」⁽²²⁾と述べ、市民の自由を実質的に保障するためにマス・メディアの自由に歯止めをかける必要性を説いたのである。ここではマス・メディアと一般市民との断絶が痛切に意識されている。すなわち、基本的人権である表現の自由に関して、19 世紀的な「国家権力からの自由」のなかでは「プレス」と「市民」は共に「権力」と対置される二極構造となるが、20 世紀に入ってマス・メディア化が進行すると送り手である「プレス」と受け手たる「市民」の互換性がなくなり、「権力」対「マス・メディア」対「受け手」の三極構造に転換した、という認識である。

マス・メディアの自由と個人とは異なる歯止めを求める社会的責任論は、日本では新聞倫理綱領に盛り込まれるなど広く受け入れられている。マス・メディアが個人とは別種の自由を享受し、行使していることを認めるならば、マス・メディアを私的な表現主体ではなく、特定の社会的機能を果たす一定の制度として捉える視点が出てくる。そこでは、公共的機能を追求するために個人の表現の自由とは異なる取扱いが求められ、マス・メディアの特権と政府による制約が正当化されることになる。ドイツの「プレスの制度的理解」と呼ばれる憲法理論は、マス・メディアの自由を、多数のマス・メディアが自由に競争し合う社会状態を制度として保障したものと解釈し、政府情報開示請求権、記者の証言拒否権などのマス・メディアの特権を州法や訴訟法によって法的に保障する。マス・メディアへの政府の介入を厳しく抑える考え方が主流の英米法でも、政府の三つの公的

部門の外部にあって追加的にこれらをチェックする第四の制度として自由なマス・メディアを構想する考え方が判例の少数意見に見られ⁽²³⁾、記者の証言拒否特権を認める法律 (shield law) が約6割の州で制定されていることから、一定の容認を得ていると考えられる。

制度としてのマス・メディアの自由を基礎付けるのは、政府規制を拒否する「切り札」となる表現主体としての自由よりむしろ、受け手の利益に奉仕するという社会的な役割・機能ということになる⁽²⁴⁾。それゆえ、その機能を発揮するためには一般の受け手には与えられない特権を持つと同時に、機能が果たされないならば個人の表現の自由には許されない規制が認められる余地が出てくる。

それでは翻って、マス・メディアが担う社会的機能とは何だろうか。米プレス自由委員会は、①日々のできごとについて、正確で総合的で知的な説明を、できごとの意味が分かるような文脈の中で報道すること、②論評や批判を交換するための広場となること、③社会の中のいろいろな集団が互いに意見や態度を示し合う手段となること、④社会の目標や価値を示して明確にする手段となること、⑤プレスが伝える各種の情報、思想、感情などの流れが社会の全成員の耳目にとどくような道を開くこと——を挙げる⁽²⁵⁾。一言でいうなら、社会という環境を監視し、伝達する機能とすることができる。とりわけ公権力の活動が拡大している現代においては、マス・メディアの監視はなによりも公権力に向けられる。公権力の濫用を監視・公表することによってマス・メディアが現実にも果している権力抑制的な機能に注目して「チェックン・バリュー理論」を提唱する米国のビンセント・ブラシは、①公権力の濫用は本質的に私的権力よりも深刻な害悪となる、②人間が害悪を生み出すのは必然的であり、それを除去する方策が必要、③政府の対抗勢力となるのは、組織・財政・専門的能力を備えた批評家である、④大衆が権力者のふるまいに対する最終的な判定者であるべき——との認識を前提に、政府の対抗勢力として現

代のマス・メディアの役割を強調する⁽²⁶⁾。

すなわち、民主主義のもとで国民が主権者として判断しようとするれば、強力な公権力に対抗して、飛躍的に拡大している公権力の行動を把握し、かつ影響を及ぼしうる専門機関を確保することが必要になる。可能性としてはパソコン通信などの進歩によって既存のマス・メディアとは別のコミュニケーション空間を創造する道もありえるが、いまだその姿を明らかにしていない。それに対してマス・メディアは、専門化し拡大した現代の政府機能を監視するための基盤となる取材の機構とノウハウ、伝達手段を有しており、専門機関の役割を担いうる。そこで、公権力の外部に確保されたフォーラムとして公的な議論を促進し、公権力の権力濫用を抑制していく機能に、現代社会におけるマス・メディアの存在意義が見いだせる。そのために大きな影響力を持ち、公権力から自由に活動する組織であることが要請され、許容されるが、これはもっぱら受け手の利益から導き出される。環境監視、とりわけ権力監視機能を果たすことはしばしばジャーナリズムの本質として挙げられるが、それは単に一職業倫理にとどまらず、憲法が保障する個々人の表現の自由（知る権利）から導き出された役割であることを、ここで強調しておきたい。

しかるに、発表ジャーナリズムは権力監視というマス・メディアの核心的な社会的機能を放棄することを意味する。マス・メディアが政府に対して自由を主張するためには、その自由が受け手の利益に適い、その支持を受けていることが必要になる。受け手の利益を無視した発表ジャーナリズムに走る新聞は、受け手の支持を失ったとき、規制をかけられたらひとたまりもなく自由を失うことになる。緩慢な、そして執行猶予付きの自殺であり、それゆえに危機の自覚が薄い。

マス・メディアの自殺はまた、受け手にとっても深刻な悲劇となる。暴走する自由なマス・メディアに見切りをつけ公権力による規制（法的規制）を支持するとしても、他に権力監視の制度を見いだせないとするれば、法的規制を受けたマス・メディア

アが過度の萎縮効果を起こし、結果として受け手の知る権利を狭くする危険性が大きい。先の米プレス委員会も、マス・メディアの法的規制については「全体主義に対する安全弁を失う」として消極的であり、マス・メディア自身による自主規制の必要を強調した⁽²⁷⁾。となれば結局、早急に法的責任を追求する規制よりも、自律的なチェックシステムによってマス・メディアの権利の濫用を排除していく方向が、受け手の利益の観点から正当化されうるだろう。そこで、マス・メディア内部の自浄能力が問われることになる。

第二章 新聞の自己検証

1 自己検証制度の必要性

前章で見たとおり、マス・メディアが報道の自由を享受するのは受け手の知る権利に奉仕するという社会的利益にその基礎を置き、活動の重点は受け手の利益を踏まえて権力監視に向けられる必要がある。その社会的責任を果たし、自由の濫用を防ぐために自己検証が求められる。つまり、自己検証はマス・メディアの自由の前提といえる。

続いて、自己検証の責任主体として最終的には記者の資質の問題としてとらえる姿勢が目立ってきたことに触れる。もちろん、マス・メディアにかかわる個々人の自己検証の必要性を強調することに異論はない。しかし、「特定組織の成員はその組織体の機能的要件に合致するように個人的価値と行動を調整する」⁽²⁸⁾という組織論の基礎的命題を引くまでもなく、組織的なバックアップなしに自律的な職業倫理だけを求めるのは酷であろう。とりわけ、編集権という他国では類を見ない絶対的ともいえるべき広汎な管理権限を経営者に認めている日本の新聞では、トップダウンの労務管理が徹底しやすい土壌を持っており、組織的対応、つまり社内の自己検証制度のあり方が問われることになる。

2 自己検証制度の現状

(1) 自己検証の枠組み

新聞の自己検証は、言論統制のもとで大政翼賛

報道に走った戦前の反省からスタートを切った。1946年に策定された日本新聞倫理綱領は、GHQの指導の下、米国のジャーナリズム基準(The Canons of Journalism, 1923)を参考に作られたもので、新聞業の公共性を根拠に自らの社会的責任を宣言し、報道と評論の自由の限界、公正、寛容、気品といった項目を挙げている。

その後、出版、広告についても倫理綱領が作られ、映画だけは業界ぐるみの監視機関が作られたが、新聞やテレビ、出版は綱領に基づいて各社で自主的にチェックするという体制をとった。新聞の場合、綱領の遵守を加盟条件とする日本新聞協会が新聞編集の基準を定め、選挙報道、事件報道、記者クラブ、名誉棄損やプライバシー侵害などについて方針を示している⁽²⁹⁾ほか、各社が明文の基準を設けているケースが多い。

(2) 諸制度の概要

(a)自主規制 自主規制は主として情報選択の場面で実行されるものであり、イ)法令に基づく言論規制ではなく、ロ)マス・メディア企業、その連合体の意思、または労働者個人の心理によって、ハ)情報の受け手への効果を予測し、その効果を消滅もしくは減殺させる目的で、ニ)その情報を破棄したり改変する行為——と定義できる⁽³⁰⁾。まず新聞倫理綱領が「報道、評論の限界」として、イ)報道の正確さ、ロ)報道と解説の分離、ハ)報道が宣伝に利用されないよう警戒する、ニ)名誉の尊重、ホ)公正な評論——を謳う。続いて新聞協会が、人権尊重の見地から少年犯罪や誘拐報道、事件被害者及び関係者の報道、差別表現、性表現等について基準を提示し、報道協定や匿名報道の指針となっている。

(b)紙面審査機構 報道した記事・紙面を事後にチェックする社内制度で⁽³¹⁾、日本新聞協会が会員新聞を対象に継続的なアンケート調査を始めた1961年以降、50数社での実施が確認されている。1993年4月に実施された最新調査(第11回)によると⁽³²⁾、担当者は1社平均8.6人、うち専任者は25.9%と兼任者の多さが目立つ。審査の内容については、10項目から審査の重点となる5項目を選

択する調査を行っており、上位には①記事内容の正確度、②価値判断の適否（取材・整理両面について）、③人権、紙面の品位などへの配慮、④他紙との記事掲載遅速、内容の比較——が挙げられる。また、審査結果は日報や月報などの文書で取材・編集現場に伝えられているケースが9割を越えている。

(c)苦情・意見処理 受け身の自己検証の契機となりうるのが苦情・意見処理であり、朝日新聞が1989年9月、サンゴ損傷事件の反省から読者広報室を発足させて以降、応答組織の“新設・拡充ラッシュ”が起きた。1993年までに40社が「読者センター」などの名称を冠した応答窓口を開設している⁽³³⁾。1990年前後から名誉毀損訴訟などの司法判断がメディアに対して厳格になる傾向⁽³⁴⁾を受け、新聞側に訴訟以前での解決を図る気運が高まったことも大きく影響しているとみられる。1991年7月の時点で在京紙の活動状況（主に電話受付）を見ると⁽³⁵⁾、担当者47人で1日平均450件を受ける朝日から3人で50件を処理する毎日まで体制には幅はあるものの、記事に関する質問や問い合わせが7-8割を占めるのは各社に共通している。意見や苦情は販売や広告にも広く及んでいるが、編集局関係では朝日の例として、記事内容と見出しの間違い、不適切な記述に対する訂正要求、論旨と表現方法への批判などが挙げられている。受理した内容を一枚ずつカード化して関係部局に回覧したり（東京、毎日など）、分類・分析して定期的に冊子にして社内に配付する（東京）等の方法で社内への周知を図るケースもある。

(d)紙面審議会 朝日新聞が、やはりサンゴ損傷事件を契機に導入した制度であり、社外の学識経験者ら5人に委嘱して1989年9月に発足した。社外の立場から紙面や出版物への意見を述べる諮問機関で、1年間を1期とし、月例で開催している。新聞界では初の組織として注目を集めた。審議された内容は、新聞写真の取材、事件・犯罪報道、湾岸戦争の報道、署名記事のあり方、国益と報道、お妃報道申合せ、総選挙報道などに加え、系列テレビや関連企業主催のイベントを記事化する際に

抑制的であるべきとの注文、論説委員など新聞関係者が各種の政府審議会に委員として参加することの是非など、具体的な記事に限らず新聞の姿勢に関する問題も含まれている。

(3) 問題点

(a)密室性 自主規制の取り組みは、人権に配慮した報道姿勢を表すものとして語られる一方で⁽³⁶⁾、編集による情報規制として批判的にもなる⁽³⁷⁾。ここで問題となるのは自主規制の密室性である。犯罪報道などは基準が明示されている場合が多いが、明示されない“ケース・バイ・ケース”の規制も少なくない。一種の情報操作である以上、規制の基準とその理由は可能な限り広く明示されている必要がある。

さらに、紙面審査の結果を報告する審査報が社外秘となっている点も閉鎖的である。不適切あるいは不正確な記事を読んでいた場合でも、訂正記事以外では読者にはそれを知る機会が限られる。このことは紙面審査の内容に関連しており、他紙との記事掲載遅速や整理の適否などを重視する側面が強いため社内向けの性格を強め、公表を阻む要因になってしまう。特に他紙との競争が重視されてきており⁽³⁸⁾、審査報の公開はさらに困難になると予測される。

外部から有識者を迎える紙面審議会は最も密室性を克服した形態であり、審議の様子は紙面で紹介される。しかし、例えば1992年2月の審議会では誤報による「おわび」掲載、記者クラブ制度・報道協定、憲法問題、一面トップ記事の4点について審議しながらコラムでは一面トップの論議しか紹介されない実態もあり、委員経験者から「討議内容がもう少し外に紹介されれば良かった」⁽³⁹⁾との声も聞かれる。

(b)独立性への疑問 その点、外部からの苦情や批判に対応する苦情処理には密室性の問題は少ない。苦情の“発生源”であり時間に追われる編集担当者から距離を置いた冷静な対応が功を奏して、窓口を通じておわび、訂正記事の掲載につながるケースが月平均10件あるという⁽⁴⁰⁾。各紙に掲載される訂正記事が近年、目立って増えてきて

いることも、窓口充実の成果と見ることが可能だろう⁽⁴¹⁾。しかし、1993年に行われた企業の広報担当者のアンケートでは「誤りは認めたが訂正記事はなし」が誤報経験者の51%を占め、「訂正記事掲載」は25%にとどまっている⁽⁴²⁾。これは、窓口が紙面を通じた救済策について単なる取次ぎ機関にすぎず、訂正記事掲載の可否は編集局の判断を待つことになるのが通例であることと関係する。批判や苦情に伴って要求される反論文掲載も、多様な意見や情報を伝達すべきとの立場から新聞界内部にも新聞に柔軟な対応を求める声はある⁽⁴³⁾ものの、反論権が法的権利としては判例で否定されている⁽⁴⁴⁾こともあって掲載されるケースはきわめて稀である。ここから、苦情処理機構の独立性、実質的権限に対する疑問が出てくる。

紙面審査も同様に、「社内的な人間関係のむずかしさによる審査の限界」「指摘するだけの機関に終わっている」ことが指摘される⁽⁴⁵⁾。ここでは「編集局長の指揮下でつくられた紙面について、どれほど自由に、率直に批評できるか」として編集局からの独立性を確保する必要性が叫ばれ、その対応として審査機構を社長など上位職位に所属させる動きが活発になってきた。それでも、スタッフは社内登用の一段階として担当するため「遠慮や配慮」をどの程度克服できるのか、という疑問が残る。もっと深刻な危惧は、社長直属の形への移行は、編集判断が経営判断に左右されるのではないか、という点にある。社外から有期契約で任命される米国等のオンブズマンの独立性とは、まるで比較にならない。

(c)限定性 最後に、こうした自己検証の制度は、自主規制を除くと多くの新聞で一般的に取り入れられているとは言いがたい。最も普及している紙面審査にしてもせいぜい半数程度で、苦情処理はさらに落ちる。最も独立性が高いと思われる紙面審議会は、朝日新聞独自の取り組みの域を出ていない。多くは日常的な制作過程や訂正などの対応のなかでチェックが行われてはいるのだろうが、時間に追われる制作過程を考える時、組織的・専門的な取り組みは決して軽視されるべきではな

い。

まとめると、従来の自己検証制度の限界は、自主規制を筆頭とする密室的な運用が不信を呼び込み、一部の新聞が取り組む組織的・専門的の制度にしても独立性が確保されていないことから実行性に疑問が残る点にある。これを発表ジャーナリズムへの自浄作用の効果から考えると、密室性に隠れることで自己検証を社内論理に則して処理することが可能となる。現に紙面審査の基準として他社との掲載遅速が重視されてきており、自己検証の観点から社会的責任よりメディア内部の競争という経営ニーズに傾く兆候が見られる。独立性への疑問も同様に、問題は編集局からの独立ではなく編集権という名の経営権が貫徹された組織からの一定の独立が図られなければ、社内の「権限闘争」ととどまることになる。

以上、第I部として発表ジャーナリズムの要因を分析し、従来の自己検証制度がその自浄作用として効果を持たないことを示した。第II部では、自己検証を打ち出している朝日新聞メディア欄をはじめとする自己検証報道を取り上げ、発表ジャーナリズムへの処方箋としての有効性を探っていくことになる。

II 自己検証報道の現状と意義

第三章 新聞の自己検証報道の浸透 — アンケート調査から

1 アンケートの概要

自己検証報道の浸透状況を把握する目的で、1993年12月、日本新聞協会加盟の新聞社112紙のうちスポーツ紙、英字紙、業界紙を除く一般日刊紙91紙を対象にアンケート調査を実施した。設問は12問で、①外部(有識者)批評、メディア記事などメディアに関する批評、解説、報道を行う常設欄の実施状況について(体制や内容、評価)②メディアを対象とする報道に対する評価——を中心に回答を求めた。

40紙から回答があり(回収率44.0%)、うち25紙がメディアに関する常設面を設置していた。外部批評とメディア欄に関する新聞協会紙面審査調

査（1993年4月実施・回収率78.5%）では外部批評は25紙、メディア欄は8紙の実施が確認されているのに対し⁽⁴⁶⁾、本調査では外部批評が23紙、メディア欄は6紙と大きな開きはないことから、回収率は及ばないものの常設面実施紙についてはほぼ補足できていると考えてよいだろう。

2 常設面の現状

(1) 実施状況

設問では自己検証報道を6つの類型に分けた。それぞれの定義は以下の通りである。

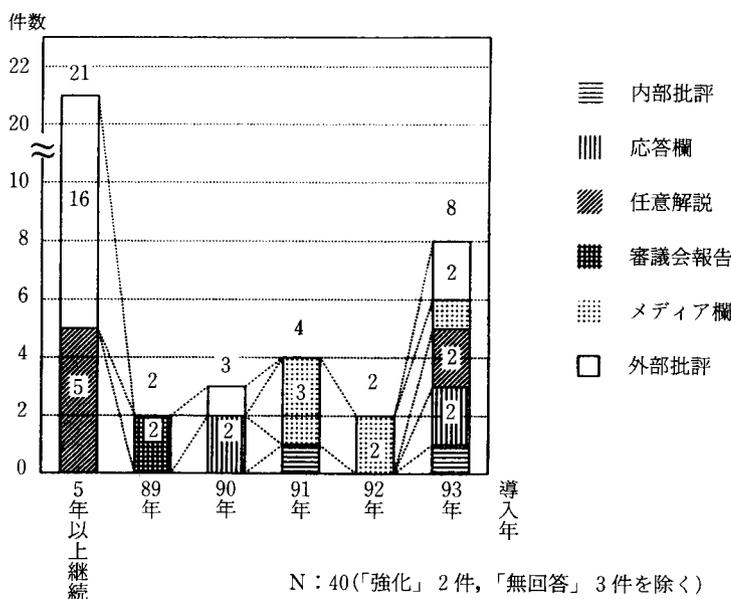
- 外部批評：外部有識者の報道批評コラム（例；「メディア批評」「～新聞を読んで」）
- 内部批評：社内担当者（オンブズマンなど）による報道批評コラム
- 応答欄：読者から質問を募って社内の担当者が解説する記事（例；「新聞応答室」）
- 任意解説：社内の担当者が任意にテーマを選び解説する記事
- 審議会報告：社内外のメンバーによる審議会などの内容紹介記事
- メディア欄：メディアを取材対象にした報道記事（例；「メディア欄」）

いずれかの類型に属する常設面を導入していたのは25紙（導入率62.5%）で、複数の類型に取り組んでいるところも多く、各類型の合計数（のべ数）は45件となった。これを導入の時期でみると、調査時点において創設5年以内のものが19件、同期間内に掲載回数などの強化に取り組んだものが2件、5年以上変わらず実施しているのが21件となり、約半数がここ数年の間に急速に充実を見せたことが分かる（図1参照）。特に、内部批評、応答欄、審議会報告、メディア欄の4類型はすべて89年以降に新たに登場しており、自己検証報道がにわかに多様なスタイルを持つに至ったことが示される。

以下、数の多い順に各類型ごとにみていく。

(a)外部批評 23紙が実施しており、回収数の57.5%、対象紙総数の25.3%に達した。全国紙からブロック紙、地方紙にまで広く普及している。7割近い16紙が「5年以上継続」と定着をみせつつ、5年以内に「創設」が3紙（90年に東京、93年に読売と読売大阪）、回数を増やす等の「強化」が2紙（92年に毎日西部、93年に京都）あり、90年代になってからも一層の浸透が見られる。週1回の掲載で4～5人に委嘱するのが典型パターン

図1 自己検証報道の導入時期の推移



だが、掲載頻度は月1回(2紙)から週4回(1紙)まで、委嘱人数は1人(1紙)から10人(1紙)まで幅がみられる。資料として送付されたサンプル(大半は直近のコラム)を見ると、委嘱される識者は大学教員が目立って多く、他に弁護士や医師、ミニコミ発行者、主婦、スポーツ団体役員などが散見される。

(b)任意解説 8紙が実施しており、「こちら編集局」「読者と新聞」といったタイトルで、編集局から読者に語りかけるコラムとなっている。2紙が93年に創設しているが、いずれも地方紙(沖縄タイムス、新日本海)だった。7紙が週1回、1紙が月1回の掲載で、編集局内のデスクや部長クラスが兼任で交代に執筆するケースが多い。

(c)メディア欄 6紙に掲載されており、91年以降に次々と創設された。全国紙が4紙(朝日東京、毎日東京、毎日西部、産経大阪)、ブロック紙が1紙(中日)、地方紙が1紙(東京)で規模の大きな新聞に集中している。「メディア欄」「メディア」のタイトルを付して定期掲載しており、他の類型に比較してスタッフも頻度もきわだって多い。全国紙3紙が専任体制をとって6-7人のスタッフを配置し、掲載頻度の面でも毎日掲載が2紙、週5回が2紙、週1回が2紙と、他の類型では見られない充実ぶりとなっている。

(d)応答欄 「読者応答室」「お答えします」などと題し4紙が導入していた。紙面で読者から質問

を募って回答するタイプ(北海道、産経大阪)、読者からの問い合わせを受ける応答室の電話受付の傾向や世相をまとめるタイプ(中日)、記事への反響を紹介するタイプ(東京)など、読者との双方向性のありかたには幅がある。90年に2紙でスタート、93年にさらに2紙が創設した新機軸で、専任ではないデスクや記者、応答室のスタッフなどが執筆、掲載は週1回が2紙、月3回と月2回が各1紙となっている。

(e)内部批評 2紙が90年代に創設した。記者持ち回りによる週1回の「ニュース検証」コラム(産経大阪)と社内の審査機構である紙面審査室の責任者による週1回のコラム(西日本)がある。

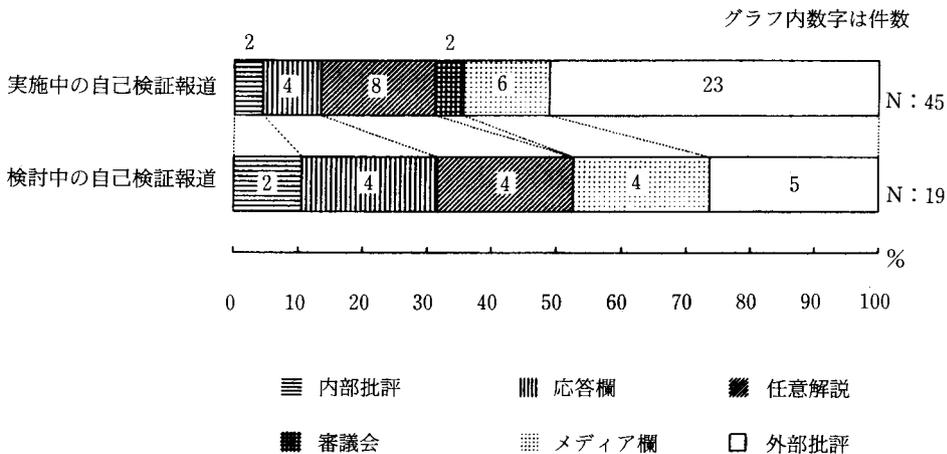
(f)審議会報告 朝日の取り組みで回答数としては東京本社と西部本社の2紙となった。1989年に創設した紙面審議会の月1回の会合をレポートしている。

今後の展望としては、導入を検討しているとの回答がのべ19件あり、多様な類型への関心が示された(図II参照)。現行では約半数を占める外部批評の比率が下がり、内部対応の自己検証報道が広がっていくと思われる。

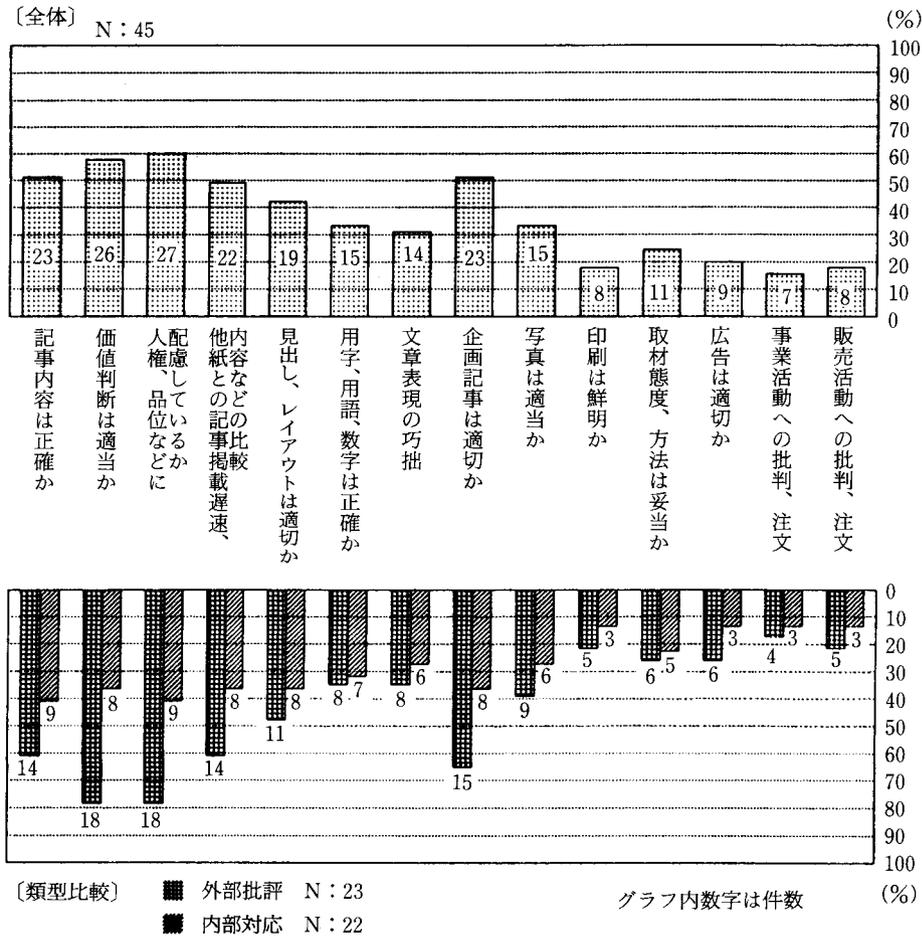
(2) 内容

各類型で言及される内容について、14項目を提示、該当する項目を全て選択する方法で調査した。図IIIの通り、全体では「人権、紙面の品位などに配慮しているか(以下、人権・品位)」が27件で

図II 自己検証報道の実施件数と検討件数の比率の比較



図Ⅲ 自己検証報道の内容



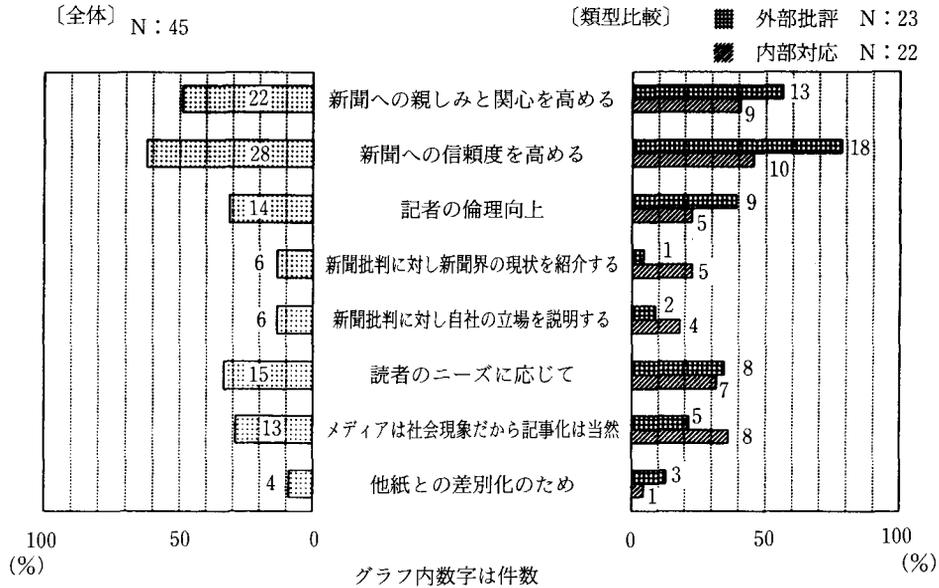
最も多く、2位は「価値判断は適当か（同、価値判断）」(26件)、3位には「記事内容が正確か(同、正確性)」「企画記事は適切か(同、企画記事)」(23件)が並んだ。

類型ごとの比較は、外部批評を除いてデータが少数であり、また外部批評以外の5類型は内部で執筆するという共通性から外部批評と対置できるため、内部対応の5類型合計(22件)と外部批評(23件)に二分して集計を行った。外部批評では「人権・品位」と「価値判断」が18件で最多となり、「企画」が15件で続いた。一方、内部対応もやはり「人権・品位」が9件で「正確性」と並んでトップとなり、「価値判断」「他紙との記事掲載遅速、内容などの比較(以下、他紙比較)」「企画記事」の3項目が各8件で続いている。両者を比

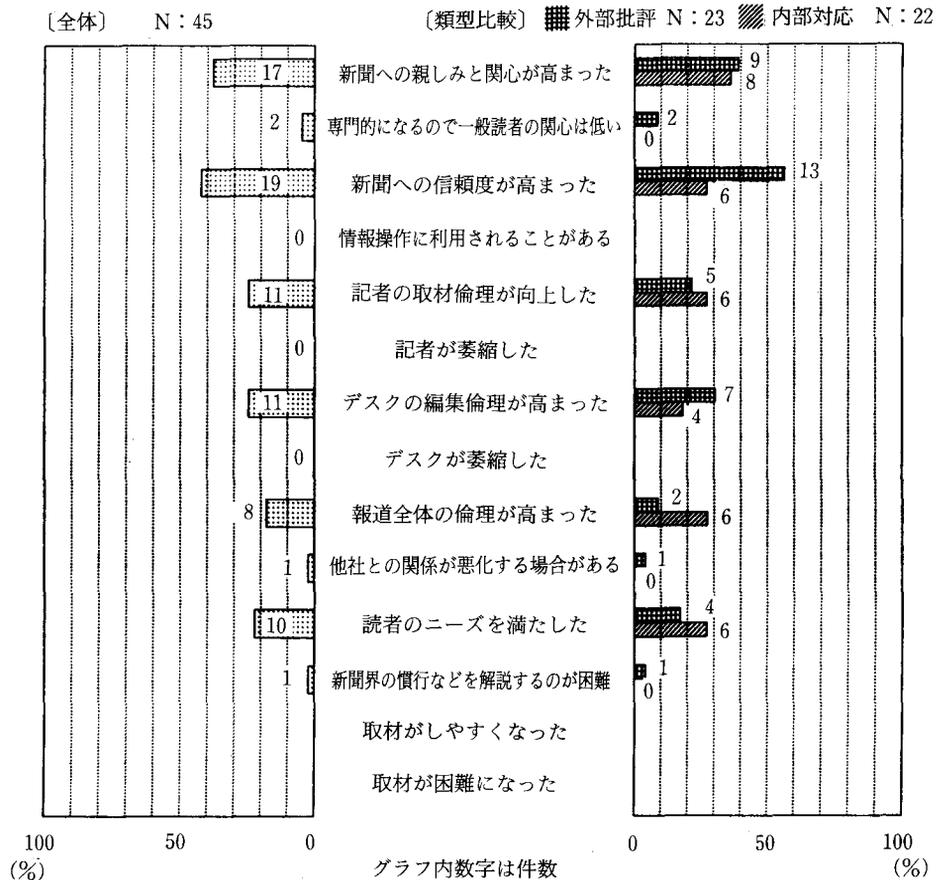
較すると、内部対応の方が概して選択率が低いものの、上位に挙げられる項目はほぼ共通しており、「人権・品位」はともにトップを占め、新聞を語るうえで最重点項目となっていることが確認できる。そのなかで、「正確性」の順位が外部批評では4位なのに対して内部対応で1位と格差が現れている。

サンプルから各類型の実例に触れると、外部批評では、弁護士が被疑者反論権取材を提言、スポーツ関係者が健康スポーツ情報掲載を要望——などがみられた。内容によっては新聞側と執筆者に摩擦が生じる事態も考えられるが、大半の20紙が執筆者に一任していると回答している。掲載見送りの処置は皆無だったが、5紙で事実の誤りなどを理由に書き直しを依頼したケースがあった。一方、

図Ⅳ 自己検証報道の目的



図Ⅴ 自己検証報道の効果・問題点



内部対応の5類型では記事化の重点に濃淡が見られる。応答欄や任意解説は自社報道が中心で、自己検証というよりは自己紹介といった内容が目立つ。メディア欄では、自己検証を打ち出しているのは一部にとどまり、電波など他メディアを中心とした話題紹介が多くなっている。

(3) 目的と効果・問題点

自己検証報道の目的と効果・問題点についても、選択肢を提示して該当する項目を全て選択する方法で調査し、類型ごとの比較も外部批評と内部対応5類型合計に二分して集計した(図Ⅳ, 図Ⅴ参照)。

目的としては「新聞への信頼度を高める」「新聞への親しみと関心を高める」「読者のニーズに応じて」が上位を占めた。読者へのアピールが強調されており、倫理など内部向けのねらいは二次的な

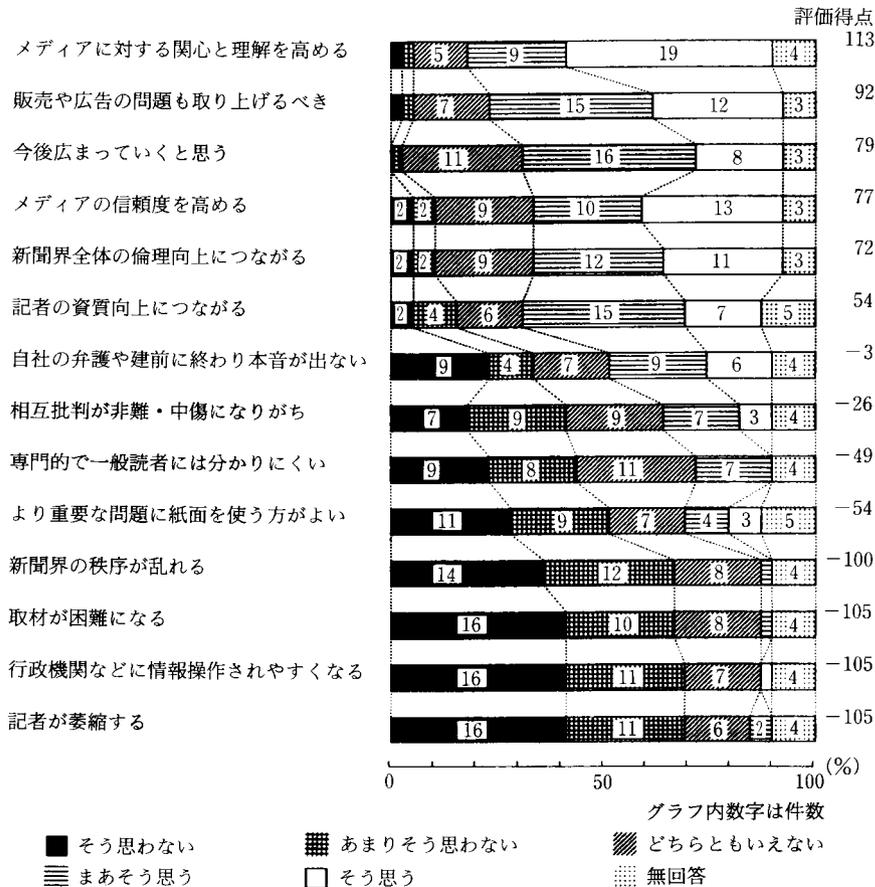
ものとなっている。そのなかで、類型比較として集計した内部対応を見ると「メディアは社会現象だから記事化は当然」が3位に入っているのが目を引く。特にメディア欄実施の半数(3紙)がこの項目を挙げている。

一方、効果・問題点として選択された項目は「新聞への信頼度が高まった」「新聞への親しみと関心が高まった」「デスクなどの編集倫理が高まった」「記者の取材倫理が向上した」が上位となった。類型比較でみると、外部批評より内部対応の方が倫理面の効果を挙げる傾向がある。総じて問題点の指摘は極めて少なく、効果が強調されており、自己検証報道実践の自己評価は上々と言える。

3 自己検証報道に対する評価

何らかの自己検証報道に取り組んでいる新聞は

図Ⅵ メディア欄への評価



自らの実践にほぼ肯定的な評価を与えていたが、他紙や新たなスタイルの実践についてはどのように考えているのだろうか。その答を探って、最も新しいスタイルであるメディア欄について、予測される評価14項目を示し、全ての対象紙に5段階の評価を求めた⁽⁴⁷⁾。39紙の回答について選択分布と評価得点⁽⁴⁸⁾をまとめたのが図VIである。

全体としてかなり肯定的な評価が目立ち、このグラフから読み取れるメディア欄への印象を描くと

- ・メディアへの関心と理解を高め、ひいては信頼度向上にもつながり
- ・報道倫理と記者の資質の向上にも期待が持て
- ・記者が萎縮したり取材が困難になったり、情報操作されたりする不安は小さいので
- ・本音が出ない面はあろうし、中傷合戦になる嫌いもなきにしもあらずだが
- ・販売や広告なども含め幅広いテーマにわたって
- ・今後広く取り組まれていくだろう

といったところになる。

それでは、何らかの自己検証報道の実践の有無が、こうした評価に影響を与えているのだろうか。

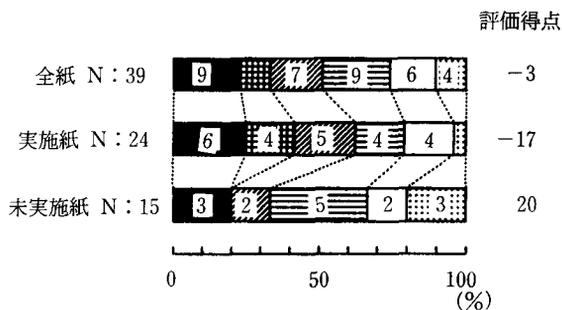
実施紙(24紙)と未実施紙(15紙)に区分して同様に評価得点を算出すると、二つの点で特徴が表れた。第一に、未実施紙では「自社の弁護や建前に終わり本音が出ない」「相互批判が非難・中傷になりがち」がプラスの数字、つまり懸念を肯定する傾向が示された点である(図VII参照)。実施紙が否定傾向にあるのと対照を見せており、メディア欄の内容に対する未実施紙の危惧がうかがえる。第二に、「販売や広告の問題も取り上げるべき」との項目に対し、実施紙では「そう思う」という積極的肯定が相当多く、未実施紙と違いを見せた(図VIII参照)。自己検証報道の実践が、メディアのあり方を総合的に捉えていく方向への転換を促すといえよう。

4 傾向

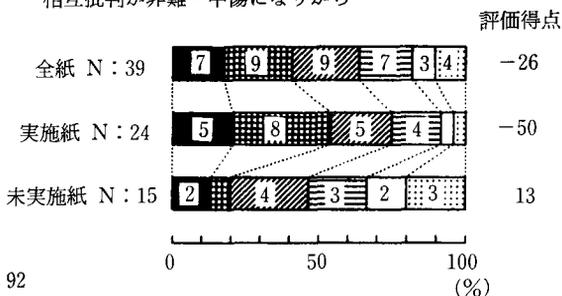
何よりも自己検証報道が1990年前後から急速に増加したことが明らかになった。しかも、その自己評価は総じて高い。このなかで、自己検証報道の実践によってメディアを総合的にとらえて伝えようという意識も出てきており、勧誘団による販売問題などを恥部として隠そうとしてきた従来の姿勢に変化がみられる。

図VII 実施・未実施の比較①

自社の弁護や建前に終わり本音が出ない

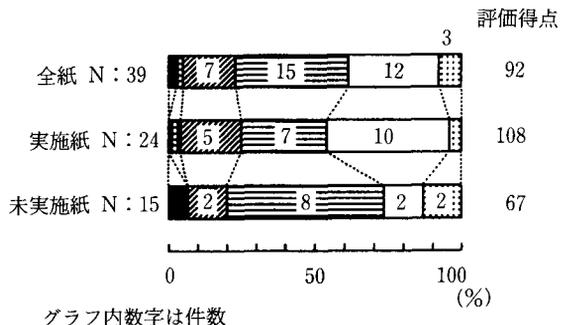


相互批判が非難・中傷になりがち



図VIII 実施・未実施の比較②

販売や広告の問題も取り上げるべき



グラフ内数字は件数

- そう思わない
- あまりそう思わない
- どちらとも言えない
- まあそう思う
- そう思う
- 無回答

多様化が進んだことも大きな特徴で、その傾向は今後もさらに進むことが示された。多様化は単にスタイルの違いにとどまらず、取り上げる内容の変化につながっている。「正確性」が新しいスタイルの内部対応でより重視されていたが、この点、選択肢とした14項目のうち10項目（グラフ左から1-10番目の項目）は新聞協会が実施している紙面審査調査に倣っていることから、純粋に内部的な紙面審査の姿勢との間でも一応の比較が可能である。そこで、最新の紙面審査調査の結果から重点項目を確認すると、①「正確性」②「価値判断」③「人権・品位配慮」と続き、今回のアンケートで上位に入った「企画」は8位と低かった⁽⁴⁹⁾。外部批評と内部対応、そして紙面審査の三者を並べてみると、「正確性」の位置づけに内外の差異が見いだせる。これは報道の生命線とも言える項目であって紙面審査においても自己検証報道の内部対応においても最優先されているが、外部批評ではランクダウンする。外部からはデータや取材状況といった判断材料が得られないため言及されにくいと考えられ、外部批評の限界を示しているといえるだろう。また、「企画」が自己検証報道、特に外部批評で重視されている点は、紙面の「目玉」として外からあるいは外向けに注目・言及されやすい傾向として捉えることが可能だろう。つまり、「有名人の印象批判」⁽⁵⁰⁾に終わりがちな外部批評に比べて、内部対応は紙面審査に近い、すなわち自己検証の色彩を濃くしていると言える。

さて、次章では自己検証報道の質の問題に踏み込むこととし、分析の対象として朝日新聞メディア欄を取り上げる。自己検証報道のうちで事実報道というスタイルを持つメディア欄に注目するのは、内部対応の種類のなかでも「社会現象として当然」と自らの社会的機能を前提とした目的意識をもつからである。とりわけ朝日新聞は常設メディア欄の第1号というだけにとどまらず、専任体制を取っている点、後発他紙のメディア欄が電波など他メディアの話題に傾いているのに比べて新聞の課題を取り上げる頻度が高い点から、自己検証としてのメディア欄への取り組みの先駆けを

果していると見てよい。

第四章 メディア欄の現状——朝日メディア欄にみる記者クラブ問題を通して

1 メディア欄の概要

朝日新聞東京本社メディア欄は1991年6月に常設面としてスタートを切った。社会部内に専任記者を6人配置し、週5回（火-土）第三社会面に掲載している。ニュース記事が通常800字を越える長さは稀であるのに対し、メディア欄記事は記事数を1-2本に絞り大型の記事に仕立てている。有識者のコメントや背景説明といったサイド記事を配する例も多く、2000字を越える記事も珍しくない（表III参照）。

傾向の一端をつかむため、創設時点から1994年5月末までの3年間の連載記事を、主となる内容別に「新聞」「テレビ」「外国」「歴史・その他」の4類型に分類して一覧に示したのが表Iである。メディアが主役の社会問題（やらせなど）はもちろん、犯罪報道や皇室報道、政治報道などメディアの報道のあり方が問われる事例を極力タイムリーに取り上げている。また、読売新聞社長をはじめ各界著名人に朝日新聞への注文や批判をインタビューした「VS. 朝日新聞」は、新聞の自己検証の一手法として話題を集めた。

以下、実際の記事内容の分析を試みるにあたり、メディア欄に掲載された記事から記者クラブ問題に関連した記述のある記事を対象として取り上げる。まず記者クラブに着目する意義を確認したうえで、具体的内容を見ていくことにする。

2 メディア欄と記者クラブ

(1) なぜ記者クラブ問題か

第一章で見たとおり、記者クラブは発表ジャーナリズムの温床である。その問題点は①情報源による情報統制、②情報源からの便宜供与、③記者間の相互束縛、④クラブ運営の排他性・閉鎖性——の4点にわたるが、外部からは見えにくい発表ジャーナリズムが記者クラブという制度を通すことにより、少なくとも便宜供与、排他性、協定と

〈表 I〉 メディア欄の連載企画記事一覧 (1991年6月～1994年5月)

() 内は回数

	新聞	テレビ	外国	歴史・その他
91. 6				
7	戦争報道(34)	NHK 島体制の崩壊(4)		
8				太平洋戦争報道(7)
9			ソ連メディアの三日間(8)	
10	心臓移植報道(3)			交通のメディア(3)
11		NHK(46)		
12				
92. 1			権力報道 Part1；香港・台湾(16)	
2				
3		VS. 朝日新聞(35)		
4	柏木御殿殺人事件報道(5)		権力報道 Part2；アメリカ(36)	
5			ロサンゼルス暴動報道(8)	
6	東京特派員(2)			
7	'92参院選(3)		旧ユーゴ内線報道(2)	
8	権力報道 Part3；検察・警察(25)		北朝鮮のメディア(5)	
9				
10			権力報道 Part4；ケニア(7)	
11	権力報道 Part6；国税庁(8)		権力報道 Part5；カンボジア(14)	
12	奈良誘拐報道(2)			
93. 1	お妃報道自粛(3)			
2	壁 記者クラブと外国メディア(8)			
3	容疑者の言い分(12)	やらせ演出の境界(3)		
4			揺れる匿名報道(8)	
5	皇室報道(5)			
6		被告席のメディア(1)		
7		テレビと人権(3)		
8	変わる政治報道(14)			
9				
10	メディアと PKO (6)	政治と TV 報道(6)		
11	政治報道(6)			
12			続揺れる匿名報道(3)	
94. 1				
2	京大教授セクハラ疑惑(3)	断筆宣言その後(3)		
3		テレビは相手国をどう伝えているか(2)		
4				
5				

いう形でその構造が透けてみえてくるともいえる。また、さまざまなメディア批判のなかで、犯罪報道などによる名誉棄損、プライバシー侵害といった報道被害は報道の結果に起因しており、弁護士会などが活発な問題提起を行ってきた。事後救済の余地のあることが免罪符になるわけでは決していないが、一応は裁判による追求も可能である。しかし記者クラブはまさに報道のプロセスの

〈表II〉 記者クラブ問題関連年表（1991年～1994年）

1991. 8	宮城県警が新庁舎の記者室移転に際し、記者室内での警察関係以外の発表を認めないと通告、記者会が反発して移転を保留する（1992年4月に県の仲介で協議継続を条件に移転）
11	茨城県政記者会と水戸司法記者会が懇親会の質素化、会費制導入等を申合せ
1992. 2	京都府記者室貸与事件判決（府の記者室供用を適法と認め請求棄却）
4	ブルームバーグなど外国メディア3社が記者クラブ入会を目的に日本新聞協会への加入を希望
6	ワシントンのナショナル・プレスクラブが外務省国際報道課長宛に要望書を郵送、記者クラブが全てのジャーナリストに開かれるよう求める 新聞協会研究所が3カ年計画で取り組む「新聞報道研究会」で記者クラブ問題の検討に着手
	京都市政記者クラブ便宜供与訴訟提起（記者クラブと市長に対して懇親会と電話代の返還を請求する住民訴訟）
7	毎日新聞労組が「記者クラブ改革試案」をまとめる
9	外務省霞クラブが外国メディアの正式会員としての加入を認める規約改正（同年12月に外国メディア2社が正式加盟）
10	札幌弁護士会が道司法クラブの要請を受け1年分の当番弁護士名簿を公表
1993. 1	中国新聞労組、新聞労連四国地連が記者クラブアンケート実施
3	日本共産党の機関紙「赤旗」編集局長が記者クラブ入会について新聞協会に文書で協力を要請
6	新聞協会編集委員会が外国メディアのクラブ正会員加入容認の方針を示す 毎日新聞労組が記者クラブ実態調査
7	新聞協会編集委員会が誘拐報道協定の解除について確認事項を承認（解除の判断の警察側責任者を明確化）
11	新聞協会編集委員会が検察首脳に対して「取材拒否」の改善申し入れ 小沢新党代表幹事が記者会見はサービスであるとして開催を拒否（1994年1月に再開） 宮内記者会が長官会見などのオフレコ解除を要望（1994年7月から一部解除）
1994. 1	中国新聞労組が「記者クラブ改革試案」をまとめる 神戸デイリー労組が記者クラブアンケートを実施
2	栃木県知事交際費を巡る最高裁判決を受けた情報公開で、「記者クラブとの懇談」名目で13件1,245万円の支出が明らかになる
4	宮城県の日本たばこ産業担当記者クラブを廃止
6	新聞労連新聞研究部が「記者クラブ制度改革への提言」をまとめる

〔資料：新聞協会報，新聞研究日誌欄，朝日メディア欄ほか〕

側面であり、メディア自身による問題提起を待たなければならない。従来は完全なブラックボックスだっただけに手法の困難、メディア内部の抵抗の強さが容易に推察され、「自分たちの手で情報の送り手の現実を描き、問題点をさぐる」⁽⁵¹⁾と宣言した新聞の姿勢の実相が鮮やかに浮かびあがる可能性が強い。

加えて、記者クラブへの加入制限について1993年に外国メディアへの門戸開放が実現したほか、各紙労組や新聞労連が調査活動や改革提言に乗り出し、新聞協会研究所でも本格的な研究に着手する⁽⁵²⁾など、表Ⅱ「記者クラブ問題関連年表」に見るとおり、記者クラブを巡る動きが活発化している。記者クラブ改革は新聞にとって中心的な課題のひとつになってきており、記事として取り上げるトピックに事欠かないといえる。

(2) メディア欄のなかの記者クラブ問題

メディア欄に描かれた記者クラブの姿を分析するために、メディア欄創設の1991年6月から1994年5月の3年間を対象期間として日経テレコンの朝日新聞記事データベースから「メディア」をキーワードに検索を行い（該当記事2,876件）、さらに「記者クラブ」をキーワードに絞り込んだ。その結果91件が表示されたが、このうち19件はメディア欄以外の記事、東京本社以外の掲載分のため削除し、72件を対象とすることとした。続いて抽出した72件について記者クラブの4つの問題点への言及の有無を調べた結果、(a)情報源による情報統制；25件、(b)情報源の便宜供与；5件、(c)記者間の相互束縛；22件、(d)クラブ運営の排他性・閉鎖性；17件、(e)その他；17件——となった。言及された内容を要約し、表Ⅲ「記者クラブ関連のメディア欄記事一覧」にまとめた。1件の記事が複数の問題点に係わるものは、それぞれの問題点ごとに関連する内容を抜き出している。以下、主な事例を挙げる。

(a)情報源による情報統制 情報源が行う情報統制には、発表洪水など広報の充実による情報操作の側面と、非公開や取材拒否などの規制の側面がある。関連した記述を含む記事は25件と論点別で

最多となったが、取材拒否など規制に関するものが大多数を占めている。とりわけ検察・警察と国税庁の取材現場をレポートした連載「権力報道 Part 3」「同 Part 6」を中心に、独自取材への制裁、発表の操作、会議などの非公開といった情報源によるさまざまな情報規制の実態が紹介された。

制裁の最も典型的なケースは、前打ち報道（「今日逮捕へ」など捜査活動に先立つ報道）への制裁として当局が取材を拒否、夜討ち朝駆けはもとより公式会見への出席まで排除している事例である（No. 15）。捜査妨害を理由とした非公式な慣行で、各社とも特ダネを狙って潜行取材をするのが通例であることから会見が形骸化しており（No. 16 参照）、さらに夜討ち取材も横並びで当たり障りのない内容になる（No. 17 参照）ため“実害”は少ないが、官庁の情報規制の実例として国会で取り上げられて批判されたことがあり、メディアの反発は強い。また、発表内容や時期の操作を取り上げたものに、逮捕の発表を遅らせた次席検事が「発表するしないはこちらが決める」との姿勢を示したことから、記者クラブが二度にわたって抗議文書を提出した事例（No. 19）がある。規制に対する記者クラブの姿勢として、今後の関係を考えて抗議文提出を見送る（No. 24）、当局との交渉が決裂した後に当局の示した規制を受け入れた（No. 22）など、記者クラブの抵抗力の低下が懸念される実態も見られる。その他、皇室報道（No. 47）や政治報道（No. 63）の規制に触れた記事もある。

一方、広報による情報操作の危険については、企業の広報スタッフが記者クラブに日参して広報資料を配付、水着入社式などユニークな取り組みで記事としての掲載を狙うパブリシティ戦略の仕掛けを取り上げた（No. 51）。

(b)情報源の便宜供与 便宜供与は情報源との癒着への疑問につながる。記者室を占有し、そこの電話代や光熱費はもとより懇親会などの費用まで情報源が負担するなどさまざまな便宜供与を受けておきながら、情報源に不利な情報を報道できるのか、当然、危惧される側面であろう。関連する記述は5件あったが、いずれも外国メディア排

除との関連あるいは情報統制との関連で触れられている。

連載「東京特派員」のなかで外国メディアの加盟問題を取り上げた記事は、記者室のスペース制限のため加盟承認に消極的になるというクラブ記者の指摘から、便宜供与の枠が記者クラブの排他性の要因となっている点を示唆した(No. 10)。また、テレビ局にとっては「警視庁 24 時」といった特報番組への制作協力が大きな便宜供与になっており、ハイレグ姿の女性が警視庁記者クラブを訪問する深夜番組を制作したテレビ局に対して記者クラブが「クラブ使用の逸脱」として登院停止の制裁を課した事件(No. 2 参照)の際に、警視庁も 20 日間の協力拒否を行った事例が出ている(No. 28)。

(c)記者間の相互束縛 相互束縛の問題の焦点はメディアの横並び競争にあり、端的には報道協定となって現れる。互いに報道を規制し合う協定に限らず、横並び競争の結果として生じる集中・過熱取材の実態や、相互監視が高じて他社の取材の足を引っ張る事例も含めて見ていくと、関連記事は 22 件に上った。

まず協定に関しては、皇太子妃の選考過程の報道を控える申合せが新聞協会加盟社を皮切りに雑誌協会にも波及、約 1 年にわたって全メディアを巻き込んだ不報協定が成立したが(1993 年 1 月解除)、協定解除後に報道の自由の原則論から「もう結ばない」と否定的意見が多いなか、連載「皇室報道」のなかで「他社に抜かれず助かった」との一線記者のコメント(匿名)を紹介、特オチへの恐怖を浮き彫りにしている(No. 50)。

また、横並びの競争が高じて足の引っ張り合いが展開されている例も登場した。情報統制をかける検察に対し自分の情報源から情報を流してもらう交換条件として他社の情報源を暴露する例を示唆(No. 21)、検察の会見排除処分抵抗して会見に出て他社の記者から排除される(No. 20)など、「同じメディアの仲間として情けない」(No. 20 で紹介された担当記者のコメント)実態が紹介されている。

直接記事にできないオフレコが原則の懇談の運営も、記者クラブの合意を基礎にしているところから相互束縛の問題としてとらえられる(No. 62)。しかし政権交代で与党となった日本新党の懇談では出席制限を廃止、オフレコ制限も外したことを報じた記事(No. 55)は「記事にするかどうかは、記者の判断に任せている」という日本新党のコメントを紹介、裏返して実質的には取材源の意向に左右されていることを示唆(No. 43 参照)、懇談に“しばり”をかけているのが記者クラブか情報源かがあいまいであることを伝えている。

(d)クラブ運営の排他性・閉鎖性 記者クラブの排他性・閉鎖性は、情報源に対して取材の自由を主張し、獲得し、それを既得権益として確保していく記者クラブの活動が、クラブ加盟社以外のメディアの取材の自由を阻害する結果を生む場合が少なくないことを背景に、強く意識されるようになってきた。とりわけ、加入資格として日本新聞協会加盟メディアであることを要求してきた点で、記者クラブが日本独特の制度であり外国メディアに門戸を閉ざしていたことから再三改善を求められ、1993 年 6 月に新聞協会編集委員会が国際的な相互・互惠主義の観点を重視して外国メディアのクラブ正式加入を容認する方針を打ち出し、一定の改善が図られることになった。この問題に触れる記事は 17 件ある。主に外国メディア加盟拒否に関する実態が紹介され、これに関連して記者クラブが情報源との間で行う懇談の密室性(オフレコ)の実態にも触れられている。

最初の問題提起は外国メディアの東京特派員を取材した「東京特派員」の初回に登場、「記者クラブの壁が悩み」と見出しをたて、クラブで発表される経済情報へのアクセスの平等を求めて加盟申請を行っている外国メディアの主張を取り上げた(No. 10)。続いて 8 カ月後に「壁・記者クラブと外国メディア」が 8 回にわたって連載された。1 秒を争う速報競争を展開する経済情報へのアクセスの平等策として記者室の内と外から 16 歩の等距離に資料を置く大蔵省記者クラブの様子(No. 36)をはじめ外国メディアとの軋轢を描くなかで、国

表Ⅲ 記者クラブ関連のメディア欄記事一覧 (1991年6月～1994年5月) No.1

No.	見出し	日付	字数	問題点との関連				
				情報統制	便宜供与	相互束縛	排他性	その他
1.	苦い初体験「受け」の広報 不祥事の中で野村・日興	91/ 7/18	1,968字	○				
2.	日本テレビ, 番組打ち切りへ 土曜深夜の「CAPA」	91/10/25	1,130字			○		
3.	民放3社, 規制は差別と申し入れ 秋篠宮妃の出産取材時	91/11/12	1,599字			○		
4.	日テレ処分, 11月で解除 ハイレグ問題で警視庁記者会	91/11/27	209字			○		
5.	環境庁, ゆらく公開原則 長官への「陳情」取材	92/ 1/22	1,653字	○				
6.	新聞協会「申し合わせ」の波紋 皇太子妃候補報道差し控え	92/ 2/14	2,585字			○		
7.	前外務報道官・渡辺泰造さんVS. 朝日新聞	92/ 4/ 4	1,413字					○
8.	「有森有利」報道に周辺の焦り 松野選手のアピール会見	92/ 4/ 8	1,653字					○
9.	べったり報道陣, ぐったり訪問団 ビザなし渡航第1陣	92/ 4/29	1,526字			○		
10.	記者クラブの壁が悩み 東京特派員:1	92/ 6/ 2	3,208字		○			○
11.	背景の情報を日本人記者から取材 東京特派員:4	92/ 6/ 5	1,148字				○	
12.	中国側, 国内に報道せず TBS記者への暴行	92/ 6/ 9	2,411字					○
13.	報道陣と企業側, 取材方法でせめぎ合い 関東鉄道事故	92/ 6/10	1,698字			○		
14.	会長選, 日本メディアから初立候補 東京特派員:12	92/ 6/23	1,120字					○
15.	東京地検 権力報道PART3=検察・警察編:1	92/ 7/14	2,443字	○				
16.	定例会見 権力報道PART3=検察・警察編:5	92/ 7/21	1,071字			○		
17.	夜回りスポット 権力報道PART3=検察・警察編:6	92/ 7/22	1,037字			○		
18.	大都会で46年余, 静かに幕 東京タイムズ休刊	92/ 7/31	1,887字					○
19.	福岡地検 権力報道PART3=検察・警察編:10	92/ 8/ 5	1,195字	○				
20.	前打ち報道 権力報道PART3=検察・警察編:11	92/ 8/ 6	1,069字	○	○			
21.	ネタ元 権力報道PART3=検察・警察編:12	92/ 8/ 7	1,080字			○		
22.	聴聞 権力報道PART3=検察・警察編:13	92/ 8/18	2,434字	○	○			
23.	「聴聞」取材 権力報道PART3=検察・警察編:14	92/ 8/19	1,159字	○	○			
24.	匿名発表 権力報道PART3=検察・警察編:18	92/ 8/26	2,156字	○				
25.	警視庁担当記者 権力報道PART3=検察・警察編:21	92/ 9/ 2	1,178字	○				
26.	マスコミに囲まれ…… 中務君, 自転車日本縦断の夏休み	92/ 9/ 4	1,399字					○
27.	発表が基本 権力報道PART3=検察・警察編:23	92/ 9/10	1,280字	○				
28.	昼夜ない広報 権力報道PART3=検察・警察編:24	92/ 9/11	1,151字	○	○			
29.	文藝春秋社長・田中健五さんVS. 朝日新聞	92/10/ 9	1,535字					○
30.	陸士長の再会 権力報道PART5=カンボジア編:2	92/10/21	1,237字			○		
31.	匿名発表問題の歯止めへ論議 マスコミ倫理想談会	92/10/27	328字	○				
32.	地元報道陣が「協定」 星陵・松井選手, きょうドラフト	92/11/21	1,804字			○		
33.	ルールは紳士協定化 権力報道PART6=国税庁編:5	92/12/ 1	1,171字	○				
34.	「協定違反だ」「除名処分だ」 検証 奈良誘拐報道:上	92/12/11	2,106字			○		
35.	数分間の時差めぐり「訂正」 検証 奈良誘拐報道:下	92/12/12	1,931字			○		
36.	16歩の平等 窮余の策 (壁・記者クラブと外国メディア:1)	93/ 2/ 2	2,554字				○	
37.	一通の手紙 扉開けたのは外圧 (壁・記者クラブと外国メディア:2)	93/ 2/ 3	1,391字				○	
38.	ぶつかり合い 公共性と利潤で (壁・記者クラブと外国メディア:3)	93/ 2/ 5	1,439字				○	

関 連 す る 内 容
1 損失補填の取材のなかで証券会社が事実隠しの対応。記者クラブが制裁として企業広報担当者を出入り禁止処分にした
2 警視庁記者クラブをハイレグ姿の女性が訪問した深夜番組に対し、クラブ使用を逸脱したとしてクラブが登院停止処分を発動
3 宮内庁と記者会が同庁からの中継はクラブ員に限定するなどワイドショー取材を制限する合意を行う
4 2の問題で、登院停止処分を受けたテレビ局が担当記者の大半を入れ替えるなど早期解除を要請、クラブが処分を短縮
5 省庁では例外的に陳情取材を公開していた環境庁が、長良川河口堰陳情を非公開に。記者クラブが抗議
6 新聞協会の不報協定に対し、雑誌協会は何らかの協力の可能性を示唆、外国メディアは報道の自由侵害と反発
7 イラク人質問題に関する外務省記者クラブでのレクチャーの経験から、新聞社内のセクショナリズムを批判
8 パルセロナ五輪のマラソン選手選考を前に、松野選手がアピール会見。会見の申し入れ先が熊本運動記者クラブ
9 ロシア人訪日団が日本メディアの大量かつ一斉の過熱取材に拒絶反応を示す。道政記者クラブの事前合意でほぼ自由取材に
10 いまの記者室のスペースでは外国メディアを収容できないと日本メディアの声 外国メディアが記者発表へのアクセスの平等を求めて記者クラブに加盟申請。情報収集活動の不利益を指摘する
11 外国メディアの記者にとって記者クラブに属する知人の日本人記者は貴重な情報源であり、情報交換を行うことも
12 北京での日本人記者に対する暴行事件に関して、現地の外国人記者クラブが中国当局に抗議
13 事故発生の鉄道会社に報道陣が殺到、業務に支障をきたすとして地元記者クラブに広報窓口一本化等の紳士協定を要請し、合意
14 日本外国特派員協会の会長選にテレビ朝日の元特派員が日本記者クラブと刺激しあえる情報発信基地にと訴えて立候補、落選
15 前打ち記事は捜査妨害として地検が相次いで記者を出入り禁止処分に。会見にも参加できず。非公式な慣習として
16 地検の定例会見は沈黙がちで、形骸化している。特ダネになるかもしれない情報を公然と質問する記者はいない
17 地検幹部への夜回りは、自分のところだけ行かないという決断は難しく、横並びで当たり障りのない取材の場となることが多い
18 休刊で記者クラブから撤退
19 弁護士逮捕の発表を遅らせ「発表するしないはこちらが決める」と次席検事。前代未聞の対応に記者クラブが抗議文を2回提出
20 制裁覚悟でやるべき(読売)だが、公式会見排除のペナルティは避けるべき(毎日)などの社会部長コメント 記者クラブで便宜供与を受ければコントロールもされやすい。生殺与奪を検察に握られている(東京)のコメント 検察の処分に抵抗して会見に出て、他社から出ていってくれと言われるのは記者仲間として情けない(朝日)の声
21 司法記者クラブでは、マスコミ各社間で他社のネタ元を検察幹部にご注進、それを“おみやげ”に特ダネを狙うケースも
22 撮影、録音の禁止を求める当局に対し記者クラブが発反、事前協議は決裂したが、当日は当局ラインのルールに従う 暴対法の公開「聴聞」の際、総監の一声で警視庁の建物の壁を壊して1社1人の記者席を確保
23 暴対法の公開「聴聞」に関して、他県警も警視庁の「前例」を踏襲
24 大分県警は少年の交通事故死を匿名発表、記者クラブが今後の関係を考慮して反対意見書提出を控える。指名手配の匿名発表も
25 警視庁取材の本番は夜討ち朝駆け。「人間だから信頼関係があれば話す内容は違う。電話では人間関係は作れない」と捜査幹部
26 自転車による日本列島縦断の小学生にワイドショー取材などが殺到。父親が地元の記者クラブに計画を連絡したのがきっかけ
27 事件報道に対して弁護士が「警察の発表や捜査情報が記事の基本で一方的」と批判する一方、匿名発表など当局の情報統制を批判
28 警視庁の発表は年間3,444件。「報道で事件を知った市民が協力したくなる警察の姿を考えて広報に当たる」と担当者 テレビ局には特集番組への協力も大きな便宜供与。ハイレグ問題(2参照)では警視庁が20日間番組制作への協力を拒否
29 特派員を追放されても真実に迫るのがジャーナリズムだが、記者クラブ制度になじんできた新聞には酷か、と批判
30 自衛隊の要請を受けてマスコミ各社が隊員と母親の再会取材を自粛するなか、独自に母親を同行取材したテレビ局に非難が集中
31 警察当局の匿名発表の増加についてマスコミ倫理懇談会の全国大会で論議、実名・匿名の判断はメディアが行うという点で一致
32 高校生のドラフトに際して県教委クラブが①校舎内取材の禁止②会見は30分間③家族の取材も制限一の協定
33 全て「ノーコメント」の国税取材に取材拒否を伴う報道ルール。告発や課税処分まで記事にしないとのルールは守られにくい
34 奈良県警記者クラブが協定違反として毎日新聞、朝日放送などを除名処分。協定期間中に取材行為があったとされた
35 県警の対応が遅く不十分だったので報道にも混乱が起きた、と各社、警察に不満
36 秒を争う経済情報の発表に関し、記者クラブ加入が制限されている外国メディアとの平等策を講じる
37 クラブ開放を求める外国のプレスクラブからの手紙の4カ月後、外務省の霞クラブが外国メディアの加入を認める
38 経済情報速報を行う外国メディアが同じ速報体制を敷く日経との格差に不満。日経は一般報道も行う公共性を理由に反論

記者クラブ関連のメディア欄記事一覧 (1991年6月～1994年5月) No.2

No.	見出し	日付	字数	問題点との関連				
				情報統制	便宜供与	相互束縛	排他性	その他
39.	建前と実態 (壁・記者クラブと外国メディア：4)	93/ 2/ 6	1,402字				○	
40.	批判の根っこ 閉鎖性に不信感 (壁・記者クラブと外国メディア：5)	93/ 2/ 9	1,322字	○			○	
41.	同じ立場で 米にも「差別」(壁・記者クラブと外国メディア：6)	93/ 2/10	1,428字				○	
42.	お国事情 「サツ回り」韓国も (壁・記者クラブと外国メディア：7)	93/ 2/11	1,304字				○	
43.	さざ波 国内からも開放促す声 (壁・記者クラブと外国メディア：8)	93/ 2/13	2,737字	○			○	
44.	弁護人の会見 (容疑者の言い分 事件報道の現場から：2)	93/ 2/17	1,449字					○
45.	「嶋」と「島」 長シマのシマはどっちが本当？	93/ 2/20	1,292字					○
46.	倫理基準づくりこれから (容疑者の言い分 事件報道の現場から：8)	93/ 2/26	1,467字					○
47.	記者会優先に歯がみする雑誌 (皇室報道：6)	93/ 4/14	1,145字	○			○	
48.	「身内気分」に浸って手足縛る (皇室報道：14)	93/ 5/ 7	1,199字	○				
49.	「情報公開」 記者も活用 広がってきた取材方法の幅	93/ 5/20	2,103字	○				
50.	「お妃報道自粛」を肯定する声 (皇室報道：28)	93/ 6/ 2	1,160字			○		
51.	パブリシティにも企業戦略 最近新聞広告事情：中	93/ 6/ 4	1,600字	○				
52.	記者クラブを門戸開放 外国報道機関の正式加入承認を 日本新聞協会	93/ 6/11	816字				○	
53.	日本発のニュース、重要度増し競争も 記者クラブの門戸開放〈解説〉	93/ 6/11	724字				○	
54.	「やらせ」も登場、新社会科教科書 「高校・公民」から	93/ 7/ 2	1,737字	○		○		
55.	新党流プレス対応 既成政党の「閉鎖性」破れるか	93/ 7/21	2,186字				○	
56.	誘拐報道協定解除で迅速対応確認 日本新聞協会と警察庁	93/ 7/22	859字			○		
57.	深めたい象徴論議 読者の反響と担当記者の見方 (皇室報道：最終回)	93/ 7/23	2,882字			○		
58.	外国報道機関への記者クラブ開放、一カ月半 数カ所で加盟、保留も	93/ 7/31	991字				○	
59.	「番記者懇談」消えた 新党・小沢氏 変わる政治報道	93/ 8/24	2,825字	○			○	
60.	記者の配置数も逆転 与党に手厚く 変わる政治報道	93/ 8/25	2,283字					○
61.	TVの生討論、政局の舞台に 変わる政治報道	93/ 8/28	2,395字					○
62.	「懇談廃止・記者会見重視」官庁でも 変わる政治報道	93/ 8/31	2,002字			○	○	
63.	首相番、「細川流」に戸惑いも 変わる政治報道	93/ 9/ 2	1,851字	○				
64.	少年審の発表改善 マット死で3人の審判決定 山形家裁	93/ 9/14	2,080字	○		○		
65.	自衛官、新聞社で記者実習 「産経」1年間受け入れ	93/ 9/15	3,080字					○
66.	元社員の熱意で復刊まずは順調 経営難で昨秋休刊の「旭川新聞」	93/10/28	1,980字					○
67.	地方議員の言論 懲罰にあえぐ	93/11/ 3	2,887字	○				
68.	株上場、法廷で争う ニッポン放送と鹿内宏明氏	94/ 2/16	2,558字					○
69.	経緯・受け止め方は？「天皇家の食事も輸入米」報道	94/ 3/11	3,064字	○		○		
70.	英インディペンデント紙 経営傾き理想に影	94/ 4/ 6	2,417字					○
71.	「謝礼金やめます」テレビ局 プロ野球取材に変化の兆し	94/ 5/10	2,903字					○
72.	小沢氏の「どの女と寝ようが……」発言 分かれた各社の対応	94/ 5/14	2,875字			○		

	関 連 す る 内 容
39	新聞協会も「開放」を検討。過去に会見参加を呼びかけるなど排他性緩和を図ったが、オフレコ懇談への参加不可に不満が残る
40	官庁は記者クラブの問題だとし、記者クラブは官庁が決めること、と責任の所在が不明になる、と外国メディアの声 ソニーのコロンビア買収会見締め出しから外国メディアに不信感。情報への平等なアクセスを求める
41	アメリカでは企業の発表文を郵送してもらえないケースも。決算数字や官庁の発表では時間差や閉鎖性の問題なし
42	独仏では国内外の差別なし。英のロビーは閉鎖的だが内政問題が主で加入メリット少。韓国の記者クラブは腐敗によって崩壊
43	懇談への参加は情報源側が主導権を握っているとのクラブ加盟社の声も 政党機関誌や雑誌にも加入の待望論。基本的にはオープンに、と加盟各社
44	殺人事件で逮捕され否認する容疑者の弁護士から記者クラブに容疑者の言い分に関するファックスが届く
45	巨人監督の漢字表記について、大学時代に本人が記者クラブに「嶋」と申し入れ
46	北海道警の記者クラブに札幌弁護士会が当番弁護士の名簿を公開
47	宮内庁の記者会優先に雑誌の不满。宮内庁はその理由として、約束ごとを守る、影響力の大きさなどを挙げる 皇太子結婚会見に雑誌協会からも異例の代表取材が許された
48	外国メディアに先を越されてきた天皇会見の歴史。「半分身内気分になり、気づいたら手足を縛られていた」と当時の担当記者
49	情報公開制度を取材に活用する動き。一般的には消極的で、背景には記者クラブ制度への依存体質がある、と学者がコメント
50	お妃報道自粛について一線記者から「他社に抜かれず助かった」の声。選考に協力することの是非の論議あったのか、の疑問も
51	企業広報スタッフが記者クラブに日参して資料を配付。広告以上の効果があるパブリシティ仕掛けあれこれ
52	新聞協会編集委員会が新見解、記者クラブへの外国メディアの正式加入をうたう
53	上記の新見解は、相互・互恵主義の原則の確立を目指したもの。国内報道機関の意識改革と外国メディアの理解が必要、と解説
54	教科書改定で記者クラブが初めて登場、「情報操作や統制が行われやすい」と否定的に記述された 同じく、「足並みを揃えて報道の自主規制を行うこともある」と記述
55	日本新党の懇談会は出席制限を廃止、オフレコについても記者の判断に任せる。新生党は会見をオープン化
56	奈良の女子大生誘拐事件で取材現場に混乱が起きたため、協定解除の手続きを明確化、警察側責任者を具体的に示した
57	横並びの洪水報道について、情報交換の場になりやすい記者クラブ制度との関連を問題提起
58	記者クラブへの外国メディア加盟が進んだが、感情的なもつれから保留のケースも。外国メディアは「特に利点なし」
59	新生党の小沢代表幹事が番記者懇談を廃止。記者側は会見で積極的に質問するとともに「接触の機会が減る」と警戒も 番記者懇談は本音が聞き出せる機会となる反面、番記者しか入れない閉鎖性や会見の形骸化などマイナスも指摘されている
60	政界地図の激化に伴い、記者クラブの人員配置も「政権交代」、記者の意識改革を呼びかけるベテラン記者のコメントも
61	政治家のテレビへの出演予定が記者クラブの掲示板に張り出され、新聞記者がスタジオで取材するケースが増える
62	懇談にはカメラは入れず、発言者の実名を出さない、といった規制を記者クラブで申し合わせていた 加盟社のみ出席できる官庁幹部の懇談を大蔵省記者クラブが廃止、会見に一本化
63	首相の番記者取材の慣例を紹介。徒歩移動中の聞き取り取材はメモや録音はできず各社記者の記憶を再現する慣行がある
64	少年審の決定で発表時間が遅い家裁に代わって弁護士から説明を受け報道したが、誤報に。クラブが改善を要求 全社が速報を優先して裁判所の確認を取らずに報道
65	産経新聞が自衛官の記者実習を受け入れ。記者クラブ取材も経験
66	復刊を目指す元の記者クラブ仲間に、他社の記者がカンパを提供
67	議長のスキャンダル追求を予定していた議員が記者クラブに取材要請をしたことを「不穏当」として議会在議員を懲罰
68	記者会見の案内を東京地裁などの記者クラブに送付
69	宮内庁の定例懇談で話題になり報道。食糧庁が伝家の宝刀を使ったとヤミ米業者のコメント。宮内庁は否定 各社が宮内庁発表として社会面などで一斉に報道
70	英国新聞が理想を掲げて記者クラブ取材の廃止を打ち出したが、実際は首相官邸のオフレコ会見のボイコットのみ
71	運動記者クラブで新聞がテレビに謝礼廃止を要請、実現した。併せてプロ野球側に取材対応の改善を求める要望書を提出
72	小沢発言に対する各社の対応を紹介。品位などが判断を分ける。小沢氏の発言については明確なルールがなく各社が判断

内の機関誌や雑誌からも開放に期待の声があること (No. 43) を取り上げた。

一方、公式会見に外国メディアの参加を認めてきた過去の改革の流れのなかで依然として参加できない非公式懇談の存在が排他性批判のシンボルとなっていたが、1993年夏の政権交代を契機に与党の一部で懇談出席制限の廃止 (No. 55)、懇談そのものの廃止 (No. 59) といった変化が起こり、官庁にも波及していったこと (No. 62) が報告されている。

(e)その他 記者クラブの問題点と関連しないものが17件あった。その大半は、情報提供の申し入れ先や会見の開催場所として登場するケースである (No. 26, No. 68 など)。

3 傾向

(1) 描かれた姿

記者クラブ取材の実態がケーススタディとして紹介されているが、テーマによるばらつきがあり、便宜供与が特に少ないのが目立つ。以下、問題点ごとに傾向を見ていく。

情報源による情報統制に関しては、情報源が多様な形でメディアに規制をかけている実態がかなり詳細に紹介されており、取材現場の情報入手の難しさを浮き彫りにしている。しかし、発表洪水に関してはわずかに警視庁の広報件数の多さが示された (No. 28) 程度で、企業のパブリシティ活動には触れながら行政機関への言及はない。

便宜供与に関する記述はいずれも排他性、情報統制の問題提起を主とした記事であって、正面からその問題点を取り上げた記事ではない。また、便宜供与の具体例は記者室や記者席のスペースの問題とテレビ局の番組制作協力の点に限られ、記者室の運営費 (電話代など) や懇親会会費負担、招待旅行といった問題は見当たらない。

相互束縛関連は、皇太子妃報道協定が大きな注目を集めただけにメディアにとって避けて通れないテーマとなり、具体的な記述が多く見られた。相互束縛の背景として、特オチ回避の要求、情報源への依存の強さ、多メディア化による調整の必

要といった要因が描かれている。情報源に他社のネタ元を暴露する例など、監視の目が情報源ではなく同業者に向かう横並び競争の弊害も指摘されている。また、官庁のオフレコ懇談を「重要なニュースを発言者が不明な形でしか報道できないようでは、読者本位とはいえない」として記者クラブが廃止のイニシアティブを取った例など、互いに自由な取材や報道を競い合う方向への変化の兆しをフォローしている。

排他性・閉鎖性は、初出 (1992年6月) から1年後に協会見解が改正され一気に改革が進んだ問題点だが、見解改正に先立って連載の形で明確に問題提起を行っている点が注目される。新見解が国際的相互主義を前面に打ち出して外国メディアへの開放を説明、国内の雑誌メディアなどへの改革には踏み込まなかったのに対し、連載では追加的ながら国内メディアからも開放を促す声が出ていることに触れている。一方、閉鎖性の非難的となる懇談を廃止してオープンな場である会見の比重を高める改革に関しては、小沢氏の番懇廃止、会見の出席制限廃止に見られるように情報源からの提案がきっかけであるためか、メディア側からは歓迎の声と「本音が聞けなくなる」といった危惧が交錯した。

以上、描かれた側面を総括すると、排他性・閉鎖性に関しては外国メディアへの開放を打ち出した新聞協会の方針決定に先立って、国内メディアへの目配りも含めて明確な問題提起がなされたとみてよい。注目が集まった皇太子妃報道協定に関しては特オチ恐怖などメディアの“本音”が紹介されたほか、相互束縛の周辺にはメディア同士の足の引っ張り合いというシビアな状況があることも報告された。また情報統制、とりわけ取材の自由を損なう当局の制裁や発表操作については多くの紙幅をさき、形のうえでは記者クラブの自主的な合意に基づくオフレコ懇談の取り扱いが、実際には情報源の意向に強く左右され、結果としてどこが決定権を持つかがあいまいになっている実態を描きだしてもいる。

(2) 避けられた素材

しかし、問題提起の動きが存在しながらメディア欄には現れなかった素材がある。京都府記者クラブ訴訟、便宜供与に関する各記者クラブ現場の改革、労組の調査・提言活動——の3つの動きが、それである（表II「記者クラブ問題関連年表」参照）。

(a)記者クラブ訴訟 特定媒体への記者クラブ施設提供は地方自治法に違反する財政支出だとして住民が1990年に提訴した京都府記者室貸与事件（京都地判平成4年2月10日判例タイムス781号）は、記者クラブの違法性が法廷で問われた初のケースとなった。知事に対して記者室の賃料相当額と電話代、専属職員の給与の合計859万円（1988年度分）を府に返還するよう求めた住民訴訟である。原告は違法性の根拠として①記者室の供与は行政財産の目的外使用として地方自治法の制限に違反する、②記者室は府政担当者と加盟各社との馴れ合い、癒着の原因となり、行政による情報操作を容易にする結果、府民の知る権利を侵害する、③加盟社以外の報道機関を情報提供から除外することにより、その他の報道機関、府民のアクセス権を阻害する——の3点を挙げた。これに対して判決は、知事側から出された「公共的情報を迅速かつ広範に周知させる広報活動の一環であり、府自身の事務または事業の遂行のためにその施設を供するのであって、行政財産の目的外使用ではない。このことは昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通達に則して昭和39年企画管理部長依命通達に定めている」との主張を認め、請求を棄却した。また知る権利の侵害については「的確な証拠がない」、アクセス権侵害については「理由がない」として退け、「本件記者室の便宜供与の程度に関する当不当の議論は別として」記者室の供用の違法性を否定した。

原告が控訴せず確定したことで記者クラブが占有する記者室は訴訟の場では一応の正当性を認められたことになるが、行政府（情報源）が記者室占有という“特権”を供する意図が明確になったこと、受け手の不信が報道の結果にとどまらず取

材プロセスに及び、その異議申し立てが訴訟という形で表面化してきたことの2点に、本訴訟の意義が見いだせる。さらに原告は1993年に第二次記者クラブ訴訟を提起、京都市政クラブに舞台を移し、電話代に絞った施設利用費と記者クラブとの懇親会費を京都市が負担することの違法性を争って市長と記者クラブを訴えた。これも結局、記者クラブ相手の訴えは民事訴訟法に定める当事者能力がないとして本案前に却下され（京都地裁平成6年12月19日判決）、市長相手の訴訟も第一次訴訟と同様に棄却された（京都地裁平成7年4月5日判決）。今度は原告が控訴したことで訴訟は継続しているが、判決の勝ち負けはさておき、記者クラブが公金違法支出の受益者に擬せられて訴えられるのは前代未聞のことで、新聞の取材体制のあり方に厳しい目が注がれるようになったひとつの証左といえる。

(b)記者クラブ現場の改革 便宜供与に関する記者クラブ現場の取り組みは、記者クラブ訴訟の提起以降に活発化してきた。1991年11月、茨城県政記者会、水戸市政クラブが取材先との懇親会の簡素化、頭割り会費制導入を決定、翌1992年には広島市政クラブ等にも懇談会の見直しが広まった。こうした懇談会費は取材先が負担する習慣があった一種の接待とも言える形態になっていたが、これを返上する意思表示を行ったのである。記者クラブから本社への送稿をファックス・ワープロ利用に変更する時点で電話代を自社負担に切り換えたり、懇談会費の自己負担を決めるなどの動きが各地のクラブで続いている。京都新聞が社内へ便宜供与に関する検討組織を設置するなど、新聞社としての取り組みも一部に出てきた⁽⁵³⁾。1994年2月に栃木県知事交際費を巡る最高裁判決（平成6年1月27日判例時報1487号）を受けて情報公開が行われ、「記者クラブとの懇談」名目で13件1245万円の支出が明らかになり、記者クラブと情報源との金銭的な関係の一端が公になったことも、メディア側に対応を迫るムードを作ったと見られる。

(c)労組の提言・調査活動 毎日新聞労組が先鞭

をつけ、1992年7月に記者クラブ改革試案を発表、具体的な提案を行った。議論のための“たたき台”になることを期して発表した試案は、まず「知らせる義務」を出発点とすることを明示し、特権化した記者室の利用や情報源アクセスを見直して他メディアや市民と共有する方向を目指しつつ、当局からの自律性を確立していこうという姿勢を打ち出している。続いて翌1993年6月には全国の記者クラブ実態調査を実施、便宜供与や庁舎管理権による統制、黑板協定などの実態をまとめた。こうした毎日労組の取り組みが飛び火し、中国新聞労組、神戸デイリー労組などが各地で実態調査や改革提言を行った。

これらを総括する形で出てきたのが、日本新聞労連が1994年6月に発行した冊子「提言—記者クラブ改革」である。同労連の新聞研究部が1993年秋から検討を進めていた。そこでは「知る権利への奉仕」という原点を確認したうえで、

- ①加 入—新聞協会加盟などの条件は付さず、原則的に開放する
- ②記者室の利用—あらゆる取材者の取材拠点としてのワーキングルームとして位置づける
- ③会 見 参 加—原則自由化。情報源が取材者を制限する場合には目的と内容、方法が合理的で必要な場合のみ許される
- ④協 定—クラブ内の協定=談合は拘束力なし。公権力による“しぼり”（公表時期等の制限）は合理性、妥当性があるものに限り、必要最小限度で
- ⑤便 宜 供 与—報道機関の目的、役割にかなう最低限の便宜供与は正当。必要以上のサービスは利益供与として返上を
- ⑥非官公庁クラブ—経済関係等公共性の高い民間団体の記者クラブにも上記を準用する

の6点について提言している。

すなわち、受け手が提起した記者クラブ訴訟を一つの契機として、クラブ現場の便宜供与返上の改革が具体的に各地で展開されるとともに、労組では組織力を活用して情報統制や便宜供与の実態調査を実施、改革に向けて理論を含めた総合的な議論に取り組んできたと言える。にもかかわらず、メディア欄の関心を引きつけなかった。

(3) 傾向

こうして見てくると、便宜供与に関しては素材の豊富さにもかかわらず記事件数はきわめて少なく、「送り手の現実を描く」姿勢に乏しいと判断せざるを得ない。しかしそうした“濃淡”は便宜供与に限らない。情報統制に関して被害者の立場になる規制の記述が圧倒的に多い一方で、安易に情報を確保できる受益者の立場になる発表洪水といった“サービス”過剰にはほとんど触れていない。相互束縛の点でも、皇太子妃協定など広く一般からの関心が集中した事例は取り上げ、協定の原因ともなる集中・過剰取材は描きながら、日常的に便利に活用している黑板協定などの事例は見られない。排他性に関する問題提起は例外的に見えるが、外国メディアの言わば“外圧”から改革を迫られた課題であり、改革の方向が明確に示せたという事情がある。つまり、取り上げる素材は受難型あるいは外圧型であり、便宜供与に代表される受益型の素材は無視される傾向があるといえよう。

第五章 自己検証報道の意義

1 遅れてきた改革

ここでは、自己検証報道がなぜ急速に浸透し、かつ多様化したのか、分析を試みる。

新聞が自らを紙面に載せる選択を行うまでには、二つに段階があった。第一段階は、受け手の信頼調達が困難になっているという認識の広がりである。1980年代中盤から犯罪報道批判が活発化し、弁護士団体から報道による人権侵害の深刻さが語られ⁽⁵⁴⁾、現場記者が警察発表に頼る取材活動を明らかにして発表ジャーナリズム

体質をあぶりだす⁽⁵⁵⁾なかで、受け手は冷静にメディアを監視する姿勢を徐々に身につけることになる。そして1989年、日本新聞協会が行った全国新聞信頼度調査の数字が急速に落ち込んで過去最低を記録した前後には、天皇病状報道とサンゴ損傷事件が新聞および報道への疑問を増幅させていた。受け手の不信が数字に現れ、しかも大新聞が申し開きのできない虚報事件を引き起こして初めて、新聞は受け手に向き直り、信頼回復を模索し始めた。まず多くの新聞で読者対応の改善が図られたが、これは、電話のタイ回しを回避するといったレベルから出発した取り組みだった。

第二段階である自己検証報道の必要性の認識に至るには、新聞に対する新たな圧力を待つことになる。1990年代に入ると、発表ジャーナリズムの温床と呼ばれる記者クラブの是非が裁判に発展する一方で、警察を中心に報道規制の強化が進んだのである。記者クラブ訴訟の詳細は前章でみた通りだが、ここでは、受け手の不信が取材プロセスに向けられ、訴訟という形で表面化してきた点を指摘すれば十分だろう。一方、県警が記者室で警察以外の会見を認めないと通告し、記者クラブの“入居拒否闘争”に発展した1991年8月の宮城県的事例⁽⁵⁶⁾をはじめ、警察を中心に取材規制が目立って強化された。1992年頃からは事件・事故の関係者を匿名で発表するケースが増えてきたが、これに対しては、逮捕などの権力行使を行う警察の活動が密室化するとして、報道被害救済を訴える弁護士からも批判が強い。政治報道の分野でも、1993年に起きた小沢新生党代表幹事の番記者懇談廃止、それに続く記者会見凍結（「会見はサービス」発言）事件は、その是非は別にして、番記者制度を通した新聞と情報源の“蜜月”に冷水を浴びせかけ、既得権を脅かすものと言えるだろう。

こうした受け手と情報源の両方からの圧力にさらされた新聞は、ようやく受け手の信頼こそが自らの資源であることに立ち返り、「世の中には見えにくいものが三つある。『政治』と『メデ

ア』と『裁判』だ」⁽⁵⁷⁾という批判と向き合う。政治も裁判も最優先に報道対象とされてきた。そこで、社会のさまざまな現象を監視して報道対象とし、不祥事や問題点を告発する新聞が、第四権力と呼ばれるほどの社会権力と評される自らについては相互批判すらも控え、全体として監視のカヤの外に安住していることに受け手のメディア不信の一端があることを認めざるをえなくなり、自己検証報道が進展してきた道筋が見える。自己検証報道は、冷静にメディアを監視する受け手の生成への対応を怠ってきた新聞が「もうそんな時代ではない」ことに気づいたところから生まれた“遅れてきた改革”の側面が強い。

さらに、記録性を特性とする新聞はテレビと比べて検証が可能なメディアであり、その点で新聞の大きな驚異となってきたテレビに対して優位性を示せる数少ない領域であることも、新聞が自己検証報道に乗り出した動機を探るうえで軽視できない要素である⁽⁵⁸⁾。

それゆえにまた、多様化も当然に要請される。というのも、自己検証報道の先駆的存在である外部批評は「有名人の単なる印象批判的な批評欄」という限界が指摘され、メディアが自らを伝える形としては、いかにも“免罪符”的なものであると言わざるをえないからである。アンケート結果のなかで紙面批評の〈効果〉としてデスクや記者の倫理向上を選択したところが少数（2－3割）に留まっている点からも、批評としての効果の低さがうかがえる。多様なスタイルの模索は外部批評の限界を踏み越えようとする試みであり、なかでもメディア欄は、新聞が主体的にメディアに関する常設フォーラムの形成を図るとともに、積極的に自己検証に取り組む姿勢を見せた。自己弁護に逃げ込むことも可能な応答欄や任意解説に対して、一般記事と同列の事実報道を宣言した点で、受け手への責任をより強く意識した取り組みといえるだろう。

2 自己検証報道の意義

(1) 「編集」権の独立

新聞の報道活動に疑問を持ったとき、受け手は苦情を持ち込んだり説明を求める。しかし従来の自己検証制度では、報道内容の訂正すら不十分に留まり、報道プロセスに至っては密室の検証作業を窺い知ることができず、疑問は解消されない。ここで新聞の態度を正当化するのが「編集権の独立」である。先に、新聞内部の議論や異論を押さえ込む機能を果たしていることに触れたが、その威力は外部に対しても同様に発揮される。反論文掲載を避けるのは、それが編集権の独立を侵すものだという意識が強いためであり、あるいは取材を行っていないことまでを編集権を前提に情報源秘匿として主張して⁽⁵⁹⁾、編集判断や取材の適否という問題の周囲に煙幕を張り巡らす。独立が独善と紙一重であることへの恐れは、そこでは存在が薄い。だからこそ、新聞が編集権の独立を主張すればするほど、苦情処理の実効性(訂正記事の掲載など)は編集権の壁に阻まれ、さらには編集権を理由として取材プロセスが覆い隠されて密室性が強まる——という結果をもたらしてきた。

ここで問いたいのは、何からの独立(自由)か、何のための独立(自由)か、という点である。公権力にこそ主張されるはずの編集権の独立は、原子力翼賛記事がパブリシティ広告という形で、広告主(資源エネルギー庁)も広告であることも明示されずに紙面を飾ることで、すっかり色褪せた。知る権利に応じて公的議論の促進を図るのなら、自ら公共性を名乗りながら記者の2割以上が「他メディアの内部事情」を記事にしないことを経験した⁽⁶⁰⁾のはなぜか。

新聞がどういう自意識を持つかは別にして、公権力監視を核とした公的議論の促進という社会的機能が果たされているなら、ことさらに受け手への説明不足を問題にする必要は薄い。しかし、現実には新聞の自殺行為である発表ジャーナリズムが進行している。新聞は「編集」と「経営」の両輪で存立する。経営基盤の弱い新聞に

対し、公権力は効率的な情報収集の魅力で「経営」を取り込む。「編集」が受け手への責任を忘れてそれに引きずられるなら、知る権利に奉仕する活動は弱体化するしかない。これを脱却するには、新聞の独立だけでは不十分であり、「編集」の「経営」からの独立が確保されなければならない。従来の自己検証ではこの内圧をかわす盾にはなりえず、すでに内部での対応は限界を迎えていると判断せざるを得ない。そこで、外部化の道を探る必要が出てくる。

(2) 受け手の回復に向けて

ここで、外部から行政機関をチェックする手法として編み出されたオンブズマン制度が参考になる。マス・メディアをチェックする新たな手法として研究者や弁護士団体などが注目する諸外国の制度もやはり、ひとつにはオンブズマンであり、さらには第三者が審査を行う報道評議会である。オンブズマンは各新聞が採用する型が典型で、読者の代表の立場で紙面審査と苦情処理を担当、その結果をコラムにまとめて紙面に掲載する権限を持つ。また報道評議会はメディア界全体が設置するが、委員はメディア外からも参加する第三者機構の性格を持ち、主に裁判外の苦情処理を担当し裁決を当該紙に掲載させる権限もある。

いずれも、新聞報道にかかわる問題とその処理を外部にオープンにする機能を果しているが、日本では苦情処理など従来の制度が機能しているとして、導入には至っていない。第三章で紹介した自己検証報道アンケートでは報道評議会の導入についても意向を聞いており、その結果、「現行通り、各社ごとの対応がよい」が半数を越えた。「新聞界の組織として導入を検討の方がよい」は2割弱、「外部からも委員を参加させる第三者機関を考慮した方がよい」は3割弱で新制度導入の回答が4割を越えたが、大半が「将来的に」との留保をつけており、早急な課題として意識する層は一割程度にとどまっている。当面、こうした新制度設置の動きは鈍いものであることは確かだろう。

自己検証報道はこれと別の外部化の第一歩と捉えることができる。自己検証の結果を受け手と共有しようという発想であり、ここでようやく、新聞の自己検証に受け手のへの責任を組み込む余地が生まれた。急増してきたタイミングが、新しい制度への消極性の裏返しとして出てきた点は注目に値しよう。サンゴ損傷事件など虚報・誤報の続出に新聞界が危機感を強めるなか、東京地区マスコミ倫理懇談会が1990年度に「苦情処理のための機構等研究部会」を設けて通年で検討したものの、報道評議会のような統一的な新機構の導入を提起するには至らなかった。各新聞からの独立性が強い点がネックとなったもので、その点、自らの紙面を活用する自己検証報道であれば、従来の編集プロセスや権限、言い換えれば「編集権の独立」を大幅に変更せずに実施できるメリットは無視できない。

しかし自らを外部にさらして自己を規律しようとするれば、現状では新聞にとって耳の痛い話を出さざるをえない場面が多くなる。それでも、「編集」がその自由を確保しようとするなら、受け手との接点を作り直していくしかない。その点、受け手の信頼調達の観点の変化に、その兆しを見ることができる。従来は「訂正は信頼を損なう」と消極的だったが、近年は「訂正は読者への責任」として前向きに対応するようになってきた。無謬性神話の上に築いた権威から信頼を調達しようとしてきた従来の姿勢からの脱却が図られつつある。これは、権威が失墜したときに大打撃となるという一連の虚報・誤報事件の教訓かもしれない。権威に代わるものとして重視されるのが、理解と関心である。自己検証報道アンケートでも、メディア欄への評価として「関心と理解を高める」が最高得点を獲得、「信頼度を高める」を上回った。一足飛びに信頼獲得を求めるのではなく理解を通して信頼につなげていこうという姿勢は、従来の受け手軽視を修正するものであり、自己検証報道の誕生はすんでのところまで受け手不在への道にブレーキをかけたものといえる。

自己検証報道は受け手の回復を目指す試みであり、その主眼は受け手にメディア理解をもたらすものである必要がある。理解は、現状認識から始まる。メディア検証の素材を提供することでメディアが置かれている状況を的確に受け手に伝え、もってメディアに対する政府情報へのアクセス制限をメディアだけの問題ではなく受け手の利益に密接にかかわる問題として共有できる地盤を作り出すこと、メディアに対する受け手の疑問や批判に自らを開いて受け手のメディア監視を受け入れ、監視と批判に耐えうる報道活動を行う能力を確立していくことが、自己検証報道に秘められた可能性と言えるだろう。言い換えれば、自己検証に受け手を組み込むことで経営からの内圧をかわし、情報管理の外圧に抵抗する足場を固めることで、発表ジャーナリズム克服の処方箋を描くことが可能になる。

その意味で、自己検証報道を「情報の送り手もまた、見つめられる時代になった」⁽⁶¹⁾という“遅れてきた改革”として位置づけるのではなく、「送り手だからこそ見つめられる」という視点が必要になってくる。もちろん、私企業であるマス・メディアに情報公開の義務が生じるわけではない。しかし、次の三つの点から、自己検証報道は新聞にとって必要な措置であると言える。一点目は、拒絶のリスクの高さである。メディア監視を拒絶し続けることは、受け手の信頼や理解を確保しないまま情報統制の強化にさらされるというリスクを背負い込むことにつながる。二点目は、実施の容易さにある。すでに情報提供の“場”を有している新聞にとって、メディア検証の素材を提供することはさほど困難ではない、という優位性がある。先に指摘したように各社の判断で実施できるわけで、従来の編集権への固執からの軟着陸が可能な手法でもある。三点目は、社会的機能の自覚にかかわる。新聞は、「人びとから負託された社会的使命」にもとづいて、新聞自身が、新聞とそれを生み出している新聞社のあり方をともに相対化して

捉え、それらの問題を公共的な事項として広く論議の対象としていかねばならない」⁽⁶²⁾ という認識を、具体的な実践のレベルに移していく必要がある。

これは同時に、受け手の側にもマス・メディアという制度を支えていく努力が具体化したことになる。マス・メディアに対する監視は、自らの知る権利を確保する有効な手段として必要なことであり、そのための素材の提供を要求し、評価していく姿勢が求められよう。もちろんそれはマス・メディアの専門性を否定することではない。ただ、環境を感知し対応していくのが生存の条件でありスタイルでもある以上、情報化社会の進展とともに情報処理能力が生存の条件としてより重視されるようになってくる可能性は小さくない。その場合、専門家との関係も変わる。専門領域は専門家に任せるという分業が不可避だとしても、よい専門家をいかに確保していくかが焦点となろう。その選択を可能とする能力をメディア・リテラシー⁽⁶³⁾と呼ぶが、この能力を育て発揮していくためには選択のための素材が与えられなければならない。自らよい専門家たらんと自助努力するとともに、よい専門家の選択を可能にする環境を整える姿勢を見せるか否かも、よい専門家の条件に加味して見ていくことが重要になってくる。そこに、メディアの情報処理プロセスの公開を要請する一つの理由がある。「社会的に入手可能な知識在庫がどのように配分されているのか、ということについての知識は、少なくとも外形的には、同じこの知識在庫のなかでもとくに重要な要素をなしている」⁽⁶⁴⁾ことに気づけば、煩雑ではあるが、それが高度に情報化した現代に生きる市民の「護身術」と言えるかもしれない。さらには、「受け手」という受動的な立場から自らの知る権利、表現の自由の実現を求めていく能動的なアプローチの扉を開くものでもある。

3 メディア欄は「免罪符」か

最後に、自己検証報道の意義を踏まえてメ

ディア欄の傾向について評価を試みる。

メディア欄が避けた素材についてメディア欄担当者に対してインタビューを行い、以下のような回答を得た⁽⁶⁵⁾。

- ①記者クラブ訴訟；市民が首長を訴える構図で、記者が純然たる当事者になっていなかった。京都の訴訟を普遍的なものとしてとらえることができるか疑問もある。
- ②労組の改革提言・調査；取り上げてもよい話題だが労組については内輪意識が強い。内容の価値判断の問題ではなく、仲間だから面はゆいという気持ち。また、労組は媒体ではない点で常態としてのメディア的なものではないことから、メディア欄の対象としては少しズレを感じる。
- ③便宜供与返上の動き；便宜供与のどのレベルを問題にするのか、詰める必要がある。記者クラブを通して勧誘されたが朝日は自費負担が原則なので参加を断った視察旅行について取り上げようとしたが、翻って自分はきれいなのかと言われれば我々の知らないところで何らかの便宜供与を受けていないとは限らず、胸を張れない。とりあえず保留にしたケースがある。やるとなったら、記者クラブ制度を解剖する試みのひとつとして取り上げていくことになる。

つまり、クラブ訴訟は「普遍性」に疑問があるという点で、労組の取り組みには「面はゆさ」があるという点で、いずれもトピックとして「弱い」ために記事にしない判断を下す一方、便宜供与返上については書く必要を感じながらも「自らの潔白を確保しなければ」との意識が邪魔をしたということになる。

確かに、記者クラブ訴訟については「記者室についてオフィスの賃料換算をするなど、エキセントリックな側面が強い」という見方が新聞界では強く、一般記事でもほとんど報道されなかった。しかし、訴訟が一つの契機となって各地の記者クラブ改革や労組の取り組みが広がり、現実インパクトをもったのも事実である。さらに、賃料換

算した記者室使用料を合算せずに電話代と懇親会費だけを対象とし、記者クラブを被告として提起された第二次訴訟についても、同種の主張が適用できるか疑問がある。記事化の要件とする「普遍性」の判断にも「『権力偏重・市民軽視』と批判される日本のメディア」⁽⁶⁶⁾ゆえの曇りがないのか、疑問の余地が残る。「面はゆき」については、どこまで自らを相対的にとらえるかという問題である。自社主催のイベントを大々的に報道する姿勢から見ても説得力に欠ける。報道に値するか否かの価値の問題として見ていく必要がある。最後に「身の潔白」へのこだわりである。批判を行うものが自らを省みて襟を正す姿勢は正当なものではあるが、それでは自らが係わる問題への議題設定能力が極端に制限される恐れが強い。現実には招待旅行の実態に切り込む機会を逸した。

取材の自由の危機を受け手と共有する点では前向きな情報提供を行うが、「身の潔白」にこだわってメディア欄記事の範囲を限定するとすれば、そこには経営至上主義の内圧に目をつぶったままで情報管理の外圧に受け手の支持を動員したいという思惑が見え隠れする。新聞にとって都合のいいことだけを伝えながら、受け手のメディア監視を受け入れているという“免罪符”を手に入れることになりかねない。

「批判は誤謬に対する保険である」⁽⁶⁷⁾と考へ、批判を受けまいと自ら潔白であることに執着する意識を変えていくことこそが求められる。なぜなら、自己検証報道は受け手のメディア理解を促進することに意義が求められ、メディア側の事情や躊躇で情報提供が阻止されることは、受け手の正しいメディア理解を歪めることになりかねない。こうした認識が浸透し得るかについては、「メディア欄を担当して、意義やプロセスを考える習慣がついた」⁽⁶⁸⁾とのコメントに可能性を見いだすことができる。翻って、横並びの取材競争に明け暮れるメディアが自らを見つめなおすためには、メディア欄という形式が不可欠と言わないまでも、かなり有効な手段となりうる。

さらに、メディア欄が全国展開に至っていない

点には大いに注意が必要だろう。紙面のスペースが広告量によって決まるため、同じ東京本社発行の紙面でも北海道などはメディア欄を掲載する第三社会面が存在せず、分析対象とした期間を通じて常設になっていなかった。紙面の取捨選択は多分に経営判断によるとされる。この点は、経営論理が編集権を支配しているもう一つの証左であろう。それでも、メディア欄創設から4年近くを経て1995年2月から、北海道版にも夕刊に掲載されるようになった。歩きははじめたばかりのメディア欄にとって道のりはいまだ遠いが、行く手に光がないわけではない。

おわりに

今後、こうした受け手重視の姿勢が、実践を通じて新聞の内部に浸透していくことを期待したい。とは言え、メディア欄の実践はいまだ全紙の1割にも満たず、マス・メディア内部から「メディアが自分たちの自由を守るために共闘できない日本の現状では取り扱えない問題も出てくる」⁽⁶⁹⁾という嘆きが聞こえてくる現状は、決して楽観を許すものではないことも事実だろう。受け手の表現の自由（知る権利）をより実質化していくために、情報公開の制度化を進めること⁽⁷⁰⁾の必要性は、いくら強調してもし過ぎることはない。

〈注〉

- (1) 堀鐵蔵「メディア欄の創設——『なぜ』の解明に新機軸」『新聞研究』1992年10月号31頁。
- (2) [2] 47頁以下および[6] 46頁参照。
- (3) 発表ジャーナリズムという言葉の産みの親である原寿雄氏をはじめメディアの現状に問題提起を行う多くのメディア関係者が肯定する数字だが、発表情報の紙面化に関する紙面検証のデータはなく、実証されていない。実証が困難な理由の一つに、日本の新聞では情報源が明示されない記事が多いため、確定できないことが挙げられる。
- (4) 東京新聞販売局の委託を受けたチラシ業者が1993年末に東京23区に配布したチラシのコ

- ピー。朝夕刊セットで全国紙より20%ほど安い点をアピールしたが、編集局からクレームがついて配布を中断した。朝日新聞1994年4月16日メディア欄。
- (5) 赤尾光史「現代新聞記者像」[3]第12号(1994)15頁以下。
- (6) 毎日新聞労働組合が1993年5-6月に組合員を対象に行った記者クラブ実態調査から。[26]1993年8月26日。
- (7) 紙面化や放映時間の期日・時間を事前に規定する協定で、通常、記者室の黒板にクラブ幹事が発表予定を書き込むことで成立することから、この名前がある。
- (8) 田川憲生「情報攻勢の中で原点をみつめる」[4]1986年2月号40頁。
- (9) 座談会「よりよき情報伝達のために」での総務庁クラブ所属記者の発言。同上15頁。
- (10) 梓澤和幸「犯罪報道、警察取材の日米比較」[4]1989年1月号61頁以下。
- (11) [6]66頁。
- (12) 赤尾・前掲論文(注5)32頁。
- (13) 例えば製薬会社の抗ウイルス剤「ソリブジン」告発で、死亡した主婦の身元を解明するために毎日新聞大阪本社の取材班が当たった関係者は約200人、医療関係者は150人に及び、のべ1ヵ月にわたって9道府県への出張を要した。朝野富三「いま新聞の特性を生かすために」[4]1994年7月号27頁以下。
- (14) 高校教師夫妻が息子を殺した事件のルポで1993年の新聞協会賞を受けた共同通信の論説委員が受賞報告のなかでこの点を指摘している。横川和夫「取材の積み重ねが結実した『仮面の家』」[4]1993年10月号26頁。
- (15) 新井直之「自主規制と表現の自由」[7]46頁。
- (16) [12]56頁。
- (17) [23]15号('89秋~'90夏)18頁。
- (18) 座談会「『客観報道』の問題点は何か」での岩見隆夫毎日新聞編集委員の発言。[4]1987年6月号13頁。
- (19) 座談会「若手記者討論会/記者とは何か」のなかの元記者で『新聞記者を取材した』(岩波書店,1992)の著者である斉藤茂男氏の発言。[4]1993年3月号84頁。
- (20) 樋口美智子「日本の『記者クラブ制度』について」『東洋法学』37(1)(1993)225頁。
- (21) 日本新聞協会は記者クラブを担当記者相互の親睦機関と位置づけ、取材活動には一切関与しないとする建前をとる。
- (22) [16] p.18.
- (23) Branzburg v. Hayes, 408 U.S.665 (1972).
- (24) [10] 35頁以下。
- (25) [16] pp.20-28.
- (26) [14] pp.538-544.
- (27) [16] pp.20-28.
- (28) 岡田直行「事件とニュースのあいだ」『マスコミが事件をつくる』(有斐閣,1981)30頁以下。
- (29) 日本新聞協会『改訂二版取材と報道—新聞編集の基準』(1990)15頁。
- (30) 新井・前掲論文(注15)43頁。
- (31) 日本新聞協会が会員・非会員各紙を対象に日常的に紙面審査を行っているが、審査の焦点は猥褻表現に置かれている。[5]1994年2月15日。
- (32) 日本新聞協会審査室「紙面審査機構の現状—会員新聞・通信社アンケート調査より」[4]1993年7月号62頁。
- (33) 同上67頁。
- (34) 報道の免責判定に当たり、取材の内容や方法を細かく吟味し、厳しい基準を設ける判決が出てきた。[5]1993年7月20日。
- (35) 古川俊実「新聞に対する苦情への対応」[21]1991年9月号。
- (36) 例えば前沢猛『マスコミ報道の責任』(三省堂,1992)にスウェーデンの制度紹介のなかで「書かれる側の人たちの人権を守る自主規制への自覚」という記述がある。230頁。
- (37) 例として、石村善治『言論の自由とマス・メディアの「自主規制」』(福岡大学創立30周年記念論文集,1964)は、「自主規制は従来の国家権力による規制を単に社会支配勢力、あるいは『同

- 業者間の協約』に代えたにすぎないものとなるという欠点を生み出す」と記述する。35頁。
- (38) 日本新聞協会審査室・前掲論文(注32)62頁。
- (39) 第1期委員の後藤文靖氏(元同紙記事審査委員長)の退任の弁。朝日新聞1990年10月15日新聞週間特集面。
- (40) 同上。
- (41) 日本新聞協会審査室が1973年からほぼ5年おきに加盟各紙を調査(9月を対象とした月間件数の把握)しており、1990年調査では対象96紙のうち83紙が訂正記事を掲載、総掲載本数は669本、1紙平均8.1本となった。第1回(1紙平均1.9本)から一貫して増加傾向にあるが、今回は前回の1987年調査(同5.9本)から3割以上の大幅な増加となった。同審査室「第5回訂正記事掲載状況調査」[4]1991年8月号78頁。
- (42) 財団法人経済広報センター「企業の広報活動に関する意識実態調査」(1993)。
- (43) [1]225頁。
- (44) 日本共産党対サンケイ新聞意見広告事件において最高裁昭和62年4月24日判決(民集41巻3号490頁)は、反論権制度は「名誉あるいはプライバシーの保護に資するものがあることも否定し難い」ものの「民主主義において極めて重要な意味をもつ新聞等の表現の自由に対し重大な影響を及ぼす」とし、「具体的な成文法がないのに(略)反論文掲載請求権を認めることはできない」と日本共産党の請求を棄却した。
- (45) [2]179頁以下。
- (46) 日本新聞協会審査室・前掲論文(注32)62頁。
- (47) 「新聞が自らを含むメディアを取材対象とし、行動や問題点などについて報道することについてどう思いますか」と質問、各項目について「1=そう思わない」から「5=そう思う」までの5段階に分け、該当する数字を○で囲む方法で実施した。
- <質問形式>
- (a)メディアに対する関心と理解を高める
- (48) 「評価得点」は評価の1%につき「1=そう思わない」(×(-2)点)、「2=あまりそう思わない」(×(-1)点)、「3=どちらともいえない」と「無回答」(×0点)、「4=まあそう思う」(×1点)、「5=そう思う」(×2点)の加重平均である。したがって、最高点は200点、最低点は-200点となる
- (49) 日本新聞協会審査室・前掲論文(注32)63頁以下。
- (50) [2]181頁。
- (51) [27]1頁以下。
- (52) 1992年6月に新聞協会研究所が「報道問題研究会」を設置、中心テーマのひとつに記者クラブ問題を取り上げた。新聞社の編集幹部と研究者ら10人が会合を重ね、3年間の検討を経て1995年5月に報告書をまとめた。「内部事情からむ微妙な問題をできるだけ率直に話し合い、情報の共有と交換が円滑に行われることを最優先させ」て途中経過を部外秘にする条件で研究が行われたことから、この問題の取り扱いの難しさがうかがえる。斉藤仁「新聞報道研究会について」[3]第12号(1994)167頁および[31]。
- (53) [5]1994年7月19日。
- (54) [9]参照。具体的な報道被害の実態を踏まえて改善提案を行っている。
- (55) [8]参照。特に報道基準研究会「検証・貝塚事件捜査と新聞報道」が詳しい。
- (56) 毎日新聞社会部『情報デモクラシー』(毎日新聞社、1992)199頁以下。
- (57) 米国のケーブルテレビC-SPANの表現。朝日新聞メディア欄1993年9月10日。
- (58) マスコミ批判に対して新聞は「マスコミ一家の長男」としてマス・メディア全体に影響力を発揮すべきであるという自負心を示し、他メディアを「わがままいっぱい育てられ、時には非行に走って世間から非難される弟妹たち」と表現する。[1]89頁。
- (59) 人権と報道・連絡会『揺れる匿名報道——スウェーデンから』資料集(1993)。

(60) 赤尾・前掲論文(注5)34頁以下。「防衛関係」「天皇・皇室情報」など12項目を挙げて実際に記事にしなかった経験を質問したところ、「差別問題」が27.1%で最多となり、次いで「他メディアの内部事情」が23.5%だった。「差別問題」については、言葉狩りにとどまらず、掲載を避ける形での自主規制が強いことがうかがえる。

(61) [27] 1頁。

(62) [2] 24頁。

(63) 日本新聞協会が教育界に働きかけて重点的に取り組んでいるNIE(教育に新聞を)活動も情報の取捨選択能力であるメディア・リテラシーの必要性を強調する。ただし新聞を教材として活用することに力が注がれており、情報がどのように送られてくるか、つまり情報の内容だけではなく情報の生まれ方を具体的に知っていくことの必要性の認識は薄いように思われる。

(64) P.L.バーガー＝T.ルックマン『日常世界の構成』(1977,新曜社)79頁。

(65) [28] および [29]。

(66) 木部克己「裁かれる記者クラブ」『法学セミナー』1994年7月号8頁。他に、カレル・ヴァン・ウォルフレン『日本／権力構造の謎(上・下)』(1994,早川書房)参照。

(67) 仏プレス全国連盟第12回大会(1991年10月)のミッテラン仏大統領のあいさつ。吉原功「フランス・メディア文化の危機と情報化の行方」『メディアと情報化の現在』(日本評論社,1993)52頁から引用。

(68) [28] のなかで、「通常の取材は覆いかぶさってくるものをこなすか狙っているテーマを追う形になり、考えることをある程度停止させられる。メディア欄では、それは何か、プロセスは何か、どう形をつけるかを考える時間が持てるし、考えなければならない」と発言した。

(69) 『アメリカのジャーナリズム』(岩波書店,1991)の著作がある藤田博司共同通信編集委員の発言。1994年7月29日。

(70) 都道府県レベルでは奈良、青森両県を除いて情報公開条例が施行されている。地方に大きく

遅れをとった国の情報公開法策定に向けた検討もようやく1995年4月から始まり、第三者機関である行政改革委員会の行政情報部会(部会長・角田礼次郎元内閣法制局長官)が1996年12月までに首相に意見具申を行う日程が組まれている。

(まつうら ゆかり 小樽商科大学助手)